

第6章

計画事業

- 1 目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり
 - (1) 妊娠・出産に関する支援の推進
 - (2) 安心できる小児・母子医療体制の整備
 - (3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実
 - (4) 子供の健康の確保・増進
 - (5) 子供の育ちへの切れ目ない支援
- 2 目標2 乳幼児期における教育・保育の充実
 - (1) 就学前教育の充実
 - (2) 保育サービスの充実
 - (3) 認定こども園の充実
 - (4) 就学前教育と小学校教育との円滑な接続
- 3 目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実
 - (1) 子供の生きる力を育む環境の整備
 - (2) 次代を担う人づくりの推進
 - (3) 子供の居場所づくり
- 4 目標4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実
 - (1) 子供の権利擁護の取組
 - (2) ヤングケアラーへの支援
 - (3) 子供の貧困対策の推進
 - (4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化
 - (5) 社会的養護体制の充実
 - (6) ひとり親家庭の自立支援の推進
 - (7) 障害児施策の充実
 - (8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援
 - (9) 外国につながる子供等への支援
- 5 目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備
 - (1) 家庭生活と仕事との両立の実現
 - (2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - (3) 子供の安全を確保するための取組の推進
 - (4) 良質な住宅と居住環境の確保
 - (5) 安心して外出できる環境の整備
 - (6) 子供・子育てを応援する機運の醸成
- 6 『未来の東京』戦略』の推進プロジェクト
- 7 目標を掲げている取組 一覧表

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり				
(1) 妊娠・出産に関する支援の推進				
1	(1)	旧1	福祉保健局	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する子供家庭分野における基盤の整備及びサービスの充実を目的とする事業を支援することにより、都における福祉保健施策総体の向上を図る。
1	(1)	旧2	福祉保健局	電話相談事業(「女性のための健康ホットライン」「妊娠相談ほっとライン」「不妊・不育ホットライン」)「妊産婦向け助産師オンライン相談」やLINEチャットボット(「妊娠したかも相談@東京」)により様々な悩みに対応するとともに、若い世代が妊娠適齢期や不妊等について、正確な知識を持つことができるよう、普及啓発を行う。
1	(1)	新規	福祉保健局	妊娠を考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発やAMH検査への支援等を実施する。
1	(1)	新規	福祉保健局	妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援する。
1	(1)	旧3	福祉保健局	不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成する(平成29年度事業開始)。また、特定不妊治療の費用の一部(特定不妊治療に至る過程の一環として行われる男性不妊治療の費用の一部も含む)を助成する。 令和4年4月から特定不妊治療が保険適用とされたことに伴い、助成内容を見直し、体外受精及び顕微授精を保険診療した際に併せて実施する先進医療について、かかる費用の一部を助成する。 さらに、女性が自らのライフプランを考える際に適切な選択を行えるよう、がん以外に疾病がある方に対しても卵子凍結に係る費用について助成する。また、卵子凍結のメリット・デメリットについて等、正しい知識を普及啓発する。 加えて、社会的適応により凍結した卵子を用いて体外受精・顕微授精を行った方に対し、治療にかかる費用の一部を助成する。
1	(1)	新規	福祉保健局	子供を望む方に対する支援の充実を図るため、社会的適応の卵子凍結への助成制度の構築に向け、医療機関等と連携しながら、必要な支援等を調査・検討し、ガイドラインを作成する。
1	(1)	新規	産業労働局	ライフ・キャリアプランの選択肢のひとつとして、卵子凍結に関する正しい知識・認識が広まり、適切な活用が進むよう、普及啓発や職場環境整備を推進する。
1	(1)	旧4	福祉保健局	妊娠はするものの、2回以上の流産等を繰り返し、子供を持ってないといわれるいわゆる不育症について、不育症のリスク因子を特定するための検査に係る費用の一部を助成する。
1	(1)	旧6	福祉保健局	全ての子育て家庭に対して妊娠前から保健師等の専門職が関わり、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠前から子育て期にわたり切れ目なく行う区市町村の取組を支援する。
1	(1)	新規	福祉保健局	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や物価高騰など、子供と子育て家庭を取り巻く環境が厳しさを増している中において、子供を産み育てる家庭を応援・後押しするために、妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対し、育児用品や子育て支援サービス等を提供するとともに、とうきょうママパパ応援事業と連動し、併走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより、妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援体制の整備を推進する。
1	(1)	旧8	福祉保健局	公的な支援につながない子供のいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援する。
1	(1)	旧9	福祉保健局	母子保健運営協議会の開催や区市町村職員等を対象とした研修の実施により、地域における母子保健水準の維持・向上を図る。
1	(1)	旧10	福祉保健局	妊娠や子育て、子供の事故防止や応急手当等に関する情報をインターネットにより24時間365日提供することにより、子育て家庭の不安の軽減を図る。
1	(1)	旧11	福祉保健局	子供の病気やケガの対処の仕方、病気の基礎知識、子育てのアドバイスなどを、ホームページで情報提供し、子育て経験の少ない親の不安の軽減を図る。
1	(1)	旧12	福祉保健局	休日や夜間に子供が急に熱を出した場合など、その時間に診療している近くの医療機関を電話で案内するサービスや、インターネットによる医療機関のきめ細かい情報提供を24時間実施し、都民の多様なニーズに対応していく。
1	(1)	新規	福祉保健局	若年がん患者等が、生殖機能温存から妊娠まで一体的な治療を受けるための費用を助成し、将来の妊娠に備えながら、希望を持ってがん治療に取り組むことを支援する。
1	(1)	旧13	福祉保健局	子供の健康や救急に関する相談に対して、看護師や保健師(必要に応じて小児科医師)が対応し、保護者の不安の軽減を図る。
1	(1)	旧14	福祉保健局	小児総合医療センターにおいて、子育て家族同士の交流が図れるファミリールーム・交流コーナーや、子供の病気や医療に関する情報収集ができる情報コーナーを設置し、家族の子育て力を高めていく。
1	(1)	旧15	福祉保健局	小児総合医療センターにおいて、ボランティア等を活用した患者家族の一時預かりサービスを実施し、付き添い家族が安心して病院へのお見舞いができるようにする。
1	(1)	旧16	福祉保健局	「小児慢性特定疾病の医療費助成」等を行うほか、乳幼児、義務教育就学期にある児童及び高校生等の医療費の一部を助成する自治体を補助することにより、医療費の負担の軽減を図る。
(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備				
1	(2)	旧17	福祉保健局	子供の急病に対応するため、区市町村が地域の小児科医の協力を得て実施する「小児初期救急平日夜間診療事業」に対して積極的な支援を行う。 入院を必要とする小児の救急患者に対応する二次救急医療については、小児科の「休日・全夜間診療事業」を引き続き実施し、原則、固定・通年制で常時小児科医師による対応が可能な体制を確保する。
1	(2)	旧18	福祉保健局	地域の小児初期救急診療事業に参加する医師を確保するため、小児科二次救急医療機関における地域の診療所の医師等を対象とした臨床研修や、小児救急医療への参加を促進する小児救急研修会、地域で小児救急医療に従事する医師の研修会を実施する。
1	(2)	旧19	福祉保健局	小児科の救急患者に対し、24時間365日小児科医が対応する診療体制を確保するため、整備費の補助を行う。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
1	(2)	旧20 休日・全夜間診療事業(小児・専任看護師配置)	福祉保健局	休日・全夜間診療事業(小児)を行う医療機関において、緊急性の高い患者の命を守るため、救急医療の要否や診療の順番を判断する「トリアージ」の実施を支援し、迅速に適切な治療につなげる体制を整備する。
1	(2)	旧21 小児集中治療室医療従事者研修事業	福祉保健局	良質な小児救命、集中治療体制を維持していくため、東京都小児救命救急センターにおいて医師等に対する小児の集中治療に係る専門的な実地研修を行う。
1	(2)	旧22 こども救命センターの運営	福祉保健局	重篤な小児救命患者を迅速に受け入れ、外科・内科を問わず小児特有の症状に対応した高度な救命治療を実施する。合わせて、医療連携の拠点として、円滑な転院搬送のための施設間調整を行うとともに、地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。
1	(2)	旧23 東京都小児医療協議会	福祉保健局	小児医療体制の確保・充実に向けた検討・協議を行う「東京都小児医療協議会」を設置する。協議会では、小児救命医療体制の確保等に向け、一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築について検討・協議を行う。
1	(2)	旧24 周産期医療システムの整備	福祉保健局	出産前後の母体・胎児や新生児に対する高度な医療に対応できる周産期母子医療センターなどの整備を進めるとともに、総合的な周産期医療体制の確立を図る。
1	(2)	旧25 周産期医療施設等整備費補助	福祉保健局	都内の新生児疾患の診断・治療及びリスクの高い妊産婦等の医療的管理を行う周産期施設の整備等を行うことにより、地域において出産前後の母体胎児から新生児に至る一貫した医療を提供する。
1	(2)	旧26 母体救命対応総合周産期母子医療センターの設置	福祉保健局	救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター」(いわゆる「スーパー総合周産期センター」)を指定し、母体が迅速に救命処置を受けられる体制を確保することにより、都民が安心して妊娠・出産できる環境を整備する。
1	(2)	旧27 周産期搬送コーディネーターの配置	福祉保健局	総合周産期母子医療センターのブロック内では受入困難な事例について、都内全域の搬送調整等を集中して行う周産期搬送コーディネーターを配置することにより、総合周産期母子医療センターにおいて搬送調整業務を行う医師の負担軽減を図るとともに、母体・新生児の迅速な医療の確保を図る。
1	(2)	旧28 周産期医療ネットワークグループの構築	福祉保健局	周産期医療ネットワークグループを構築し、地域の中で一次、二次、三次それぞれの医療機関が機能に応じた役割分担と連携をすすめ、リスクに応じた医療提供体制を構築する。
1	(2)	旧29 周産期連携病院の確保	福祉保健局	ミドルリスクの妊産婦に緊急診療を行う「周産期連携病院」を必要に応じ整備していくことにより、周産期母子医療センターへの分娩・搬送集中を緩和し、妊婦のリスクに応じた体系的な受入体制の確保を図る。
1	(2)	旧30 多摩新生児連携病院の確保	福祉保健局	区部に比べて周産期母子医療センターが少ない多摩地域において、比較的高いリスクの新生児の対応が可能な医療機関を確保することにより、多摩地域の新生児受入体制の強化を図る。
1	(2)	旧31 在宅移行支援病床運営事業	福祉保健局	NICUやGCUに長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児について、NICU・GCUと在宅療養の間に中間的な病床として在宅移行支援病床を設置し、在宅生活への円滑な移行の促進を図る。
1	(2)	旧32 在宅療養児一時受入支援事業	福祉保健局	NICU等長期入院児等の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者のレスパイトケアを実施する。
1	(2)	旧33 地域医療を担う医師養成事業(医師奨学金)	福祉保健局	将来、都内の医師確保が必要な地域や診療科等に医師として従事しようとする者に対し、奨学金を貸与し、都内の医師確保が必要な地域や診療科等(小児医療、周産期医療、救急医療等)の医師の確保及び質の向上を図る。
1	(2)	旧34 産科医等育成・確保支援事業	福祉保健局	地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給することにより、処遇改善を通じて急激に減少する産科医療機関及び産科医等の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図る。
1	(2)	旧35 新生児医療担当医育成・確保支援事業	福祉保健局	NICU入院児を担当する医師に手当を支給することにより、処遇改善を通じて新生児担当医の確保を図るとともに、臨床研修後の専門的な研修において、研修手当等を支給することにより、将来の新生児医療を担う医師の育成を図る。
1	(2)	旧36 病院勤務者勤務環境改善事業	福祉保健局	都内医療体制の安定的な確保が可能となるよう、病院勤務医師及び看護職員の勤務環境を改善し、離職防止と定着を図る取組及び職場を離れた医師等の再就業を支援する取組を行う病院を支援する。
1	(2)	新規 助産所と囀託医療機関等の連携支援	福祉保健局	助産所における囀託医師、囀託医療機関等確保のための相談窓口を設置するとともに、助産所と囀託医師等の連携を促進することにより、安全・安心な分娩を支援する。
1	(2)	新規 助産所設備整備費補助	福祉保健局	妊婦の多様なニーズに応え、身近な地域で安全・安心に産出できる環境を整備するため、分娩を取り扱う助産所に対して、医療機器や情報通信機器等の設備整備を促進する。
(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実				
1	(3)	旧37 医療保健政策区市町村包括補助事業	福祉保健局	身近な地域医療・保健の実施主体である区市町村が地域の実情に合わせて行う自主的、主体的な取組を支援し、医療保健サービスの向上を推進する。
1	(3)	旧38 要支援家庭の早期発見に向けた取組	福祉保健局	母子健康手帳交付時や新生児訪問時の機会等を活用して、支援が必要な家庭の早期発見を図り、保健所・保健センターの個別指導、子供家庭支援センターで実施する在宅サービスなど、適切な支援につなげる区市町村の取組を促進する。
1	(3)	新規 ファミリー・アテンダント事業(仮称)	子供政策連携室	子育て家庭の孤独・孤立対策を強化するため、地域の民間団体等の人材を活用した家庭訪問等を通じ、日常的な不安・悩みに寄り添い、「アウトリーチ型支援」を展開する。
1	(3)	新規 子供・子育てでメンター事業(仮称)	子供政策連携室	子供や子育てで家庭の不安や悩みに対し、SNSを活用した相談環境(バーチャルな居場所)づくりとともに、AI活用により、プッシュ型で情報提供を行う環境の整備を推進する。
1	(3)	新規 とうきょう子育て応援パートナー事業	福祉保健局	妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートする「とうきょう子育て応援パートナー制度」を創設し、安心して子育てができる環境を整備する。
1	(3)	新規 予防的支援推進とうきょうモデル事業	福祉保健局	児童虐待の未然防止のため、新たな予防的支援に取り組む区市町村を支援するとともに、その効果検証を行い、方法を確立し都内区市町村全体に展開する。
1	(3)	旧39 乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん事業)	福祉保健局	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援する。
1	(3)	旧40 子供家庭支援センター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援する。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援する。
1	(3)	新規 子供家庭支援センター地域支援力強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	経験豊富な虐待対策ワーカーの増配置や、区市町村の要保護児童対策地域協議会のきめ細かな実施、平日夕方や休日の相談体制を確保することにより、子供家庭支援センターの更なる体制強化を図る取組を支援する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要	
1	(3)	新規	虐待対策コーディネーター事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	子供家庭支援センターにおいて、調整機能を担う虐待対策コーディネーターの配置を強化し、虐待ケースの適切な進捗管理や関係機関との連携を促進することにより、児童虐待への更なる対応力向上を図る取組を支援する。
1	(3)	新規	虐待対策ワーカー業務の委託支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	年々増加傾向にある児童虐待の相談や支援等に対応するため、子供家庭支援センターの虐待対策ワーカー業務の委託料の補助を創設し、業務の一部を民間委託する取組を支援する。
1	(3)	旧41	養育支援訪問事業	福祉保健局	保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援する。
1	(3)	旧42	親の子育て力向上支援事業 <子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	親同士が相互に学び合うグループワークを通し子育てスキルの向上や仲間作りを促進し、育児不安の解消を図る取組を支援する。
1	(3)	旧43	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	福祉保健局	子供の年齢等にかかわらず、すべての子育て家庭が、ショートステイ・トワイライトステイのサービスを、必要に応じて利用することができるよう取り組む区市町村を支援する。
1	(3)	旧44	要支援家庭を対象としたショートステイ事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援する。
1	(3)	旧45	ショートステイ事業の拡充	福祉保健局	ショートステイについて、実施施設を当日でも利用できる枠や個別対応を有する児童の受入体制を確保するとともに、協力家庭の活用に対する支援を充実することにより、利用者ニーズに応じた体制を整備する。
1	(3)	旧46	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)<子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉保健局	仕事と家庭の両立や子を持つすべての家庭の子育てを支援するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの安定的な実施に取り組む区市町村を支援する。
1	(3)	旧47	ファミサポマイスター推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	ファミリー・サポート・センターで子育てを援助する提供会員に、子育てに関する研修の充実を行い、受講した提供会員に対して報酬の上乗せを行うことで、提供会員の質と量を確保する。
1	(3)	旧48	一時預かり事業	福祉保健局	保護者の疾病や育児疲れなど、保護者の事情に応じて一時的に保育を提供することができるよう、一時預かり事業に取り組む区市町村や事業者を支援する。
1	(3)	旧51	地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実	福祉保健局	身近な地域で親子が気軽に集い、相互に交流を図る場を提供する子育てひろばの整備や相談体制の充実に取り組む区市町村を支援する。
1	(3)	旧52	子供を守る地域ネットワーク機能強化事業	福祉保健局	区市町村において、子供を守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援する。
1	(3)	旧53	子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援する。
1	(3)	旧54	4152(よいこに)電話	福祉保健局	土・日・祝日(年末年始を除く)を含め、毎日、電話相談を行うとともに、聴覚言語障害者向けには、FAX 相談を実施し、多様な児童相談ニーズに応える。
1	(3)	旧56	利用者支援事業	福祉保健局	子供及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所等で情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する区市町村を支援する。
1	(3)	旧57	地域子育て支援研修	福祉保健局	年々複雑化する子供家庭相談に的確に対応できる人材を育成するため、子供家庭支援センター、地域子育て支援拠点(子育てひろば)等、地域における子育て支援・相談業務等に関わる職員を対象に、子育て支援をめぐる相談業務に必要な技術・知識の付与や更なる専門性の向上を図り、区市町村の支援体制を総体的に強化する。
1	(3)	旧58	子育て支援員研修	福祉保健局	保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、各事業等に従事することを希望する方に対し、「子育て支援員」として認定するための研修を実施し、サービスの担い手となる人材の確保と質の向上を図る。
1	(3)	旧60	子供が輝く東京・応援事業	福祉保健局	社会全体で子育てを支えるため、都のええん及び都民や企業の寄付による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者を支援する。
1	(3)	旧61	地域における多世代交流拠点の整備	福祉保健局	地域住民同士のつながりを醸成し、地域の課題を解決していくための気付きが生まれる場を整備するために、世代や属性を超えて住民同士が交流できる拠点の設置に取り組む区市町村を支援する。
1	(3)	新規	東京みんなでサロン事業	住宅政策本部	都営住宅の集会所等を活用して、区市町や社会福祉法人、NPO 等の地域の様々な主体と連携し、子ども食堂など多彩なプログラムを通して参加者が交流できる「東京みんなでサロン」を都内各地で展開する。
(4) 子供の健康の確保・増進					
1	(4)	旧62	アレルギー疾患対策	教育庁 福祉保健局	(教育庁) アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、アレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力を高め、各学校における事故予防体制と緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進する。 (福祉保健局) 東京都アレルギー疾患対策推進計画に基づき、適切な自己管理方法等の情報提供、状態に応じた適切な医療が受けられる体制の整備、相談体制の充実や社会福祉施設等における緊急時対応体制の整備などに取り組む。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
1	(4)	旧63 食を通じた子供の健全育成	教育庁 福祉保健局	(教育庁) 子供たちが食に関する適切な判断力を養い、健全な食生活を身に付けられるよう、食育の推進を図る。また、区市に栄養教諭を継続して配置し、地場産物を活用した食育の実践研究を行い、研究成果を全区市町村に普及し、学校における食育の一層の推進を図る。 (福祉保健局) 幼児期からの健康的な食習慣の確立を図るため、「東京都幼児向け食事バランスガイド」の普及を行うとともに、区市町村等が実施する親子食育教室等の開催を支援する。 「栄養・食生活に関する都・区市町村連絡会議」を開催し、区市町村や保健所における食を通じた子供の健全育成のための推進方策の検討や情報交換等を行い、各自治体の取組を支援する。
(5) 子供の育ちへの切れ目ない支援				
1	(5)	新規 Q18サポート	福祉保健局	生まれた家庭の環境に関わらず、すべての子どもの成長を等しく応援することを趣旨として給付することで、18歳以下の子どもの育ちを切れ目なく支援する。
目標2 乳幼児期における教育・保育の充実				
(1) 就学前教育の充実				
2	(1)	旧64 小学校との連続性を踏まえた就学前教育の充実	教育庁	幼稚園、保育所、認定こども園等と小学校との円滑な接続を図るための具体的な連携の方策を明らかにした「就学前教育プログラム」や、乳幼児期から就学期までの発達や学びの連続性を踏まえた教育内容や方法を具体的に示した「就学前教育カリキュラム改訂版」等、都教育委員会が作成した指導資料の普及・啓発を図る。このことにより、幼稚園、保育所等の就学前施設における質の高い就学前教育及び小学校教育との円滑な接続を推進する。
2	(1)	旧65 乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	教育庁	子供の発達に関する科学的知見を踏まえ、乳幼児期からの子供の教育の重要性をすべての保護者に伝えるとともに、乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる取組を実施する。
2	(1)	旧66 子供の読書活動の推進	教育庁	児童・生徒の成長段階に合わせた読書活動推進のための取組及び読書活動の基盤づくりのための取組等を行う。また、関係機関と連携し、公立学校のほか、私立学校や児童福祉施設への情報提供も進めていく。 ○乳幼児が読書を好きになり、身近に感じることができるよう、絵本の読み聞かせの充実や保護者等への乳幼児期の読書の重要性についての啓発 ○小・中学生が目的をもって読書を行い、他人に伝えることができるよう、朝読書の実施方法の工夫や異年齢・異校種間での読み聞かせによる交流等を進めるための区市町村への支援 ○高校生等が課題解決のために読書等が主体的にできるよう、各教科の授業における調べ学習等の指導の推進や、読書の幅を広げ読解力を向上させるための多様なジャンルのおすすめ本の紹介等 ○障害のある児童・生徒が読書に親しむことができるよう、読み聞かせ等の工夫やIT機器活用等の指導、多様な指導事例の紹介等 ○読書環境の充実のための学校図書館のリニューアル事例の紹介や人材育成の支援等
2	(1)	旧67 私立幼稚園等への助成	生活文化スポーツ局	○私立幼稚園経常費補助・私立幼稚園教育振興事業費補助 私立幼稚園の教育条件の維持向上、在学する園児に係る学上の経済的負担の軽減及び私立幼稚園の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。あわせて、地域の様々なニーズに応じた私立幼稚園の取組を促進する。 ○私立幼稚園等施設型給付費負担金 新制度の施行に伴い創設された施設型給付の一部を負担し、幼児期の学校教育や保育等の量の拡充、質の向上の推進を図る。 ○私立幼稚園等特色教育等推進補助 新制度に移行する私立幼稚園等に対し、特色ある幼児教育の推進を図るため、各園の取組に応じて補助する。
2	(1)	旧68 私立幼稚園等における預かり保育の充実	生活文化スポーツ局	○私立幼稚園預かり保育推進補助 私立幼稚園における預かり保育の拡充を推進するため、預かり保育を実施する私立幼稚園に対して、その経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等一時預かり事業費補助 新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業(幼稚園型)を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。 また、就労家庭の教育ニーズに対応するため、預かり保育の長時間、通年化、小規模保施設との連携による卒園児受入れ、2歳児の定期利用に取り組み私立幼稚園を「TOKYO子育て応援幼稚園」として都が独自に支援を行う。
2	(1)	旧69 私立幼稚園等に通う園児の保護者への支援	生活文化スポーツ局	○私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助 幼稚園教育の振興と充実に資するため、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対して、区市町村が行う保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。 ○私立幼稚園等施設等利用費負担金 幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された施設等利用給付の一部を負担し、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。
2	(1)	旧70 公立幼稚園における預かり保育の充実	教育庁	新制度の施行に伴い創設された一時預かり事業(幼稚園型)を行う区市町村に対し、その経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。
2	(1)	新規 乳幼児「子育て」応援プログラムの推進	子供政策連携室	○乳幼児から子供の健やかな成長をサポートするため、幼稚園や保育所といった施設類型の垣根を越え、多彩な体験・経験に触れ合うことのできる共通プログラムを策定する。 ○共通プログラムを実践し、幼児教育・保育の充実を図る幼稚園・保育所等を支援する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
	(2)	(2) 保育サービスの充実		
2	(2)	旧71 保育サービスの充実(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育)	福祉保健局	<p>地域の实情に応じ、認可保育所、認証保育所、認定こども園など、多様な保育サービスを組み合わせ、保育サービス拡充に取り組む区市町村を支援していく。</p> <p>○認可保育所 保育を必要とする就学前児童に対する保育を行う、児童福祉法に定める児童福祉施設</p> <p>○認証保育所 東京の保育ニーズに対応するため、大都市の特性に着目した都独自の基準により設置・運営する保育施設</p> <p>○認定こども園 就学前の子供を、保護者の就労の有無に関わらず受け入れ、幼児教育と保育の一体的提供と地域における子育て支援を行う施設</p> <p>○家庭的保育事業 家庭的保育者がその居宅等において、利用定員5人以下で保育を行う事業</p> <p>○小規模保育事業 定員が6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業</p> <p>○居宅訪問型保育事業 家庭的保育者が、乳児または幼児の居宅において保育を行う事業</p> <p>○事業所内保育事業 事業主が、従業員及び地域の児童のために保育を行う事業</p> <p>○企業主導型保育事業 国の助成を受けて、企業が主として従業員のために保育を行う事業(地域の児童も受け入れ可能)</p> <p>○定期利用保育 パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育するサービス</p>
2	(2)	旧72 子育て推進交付金	福祉保健局	子育て支援の主体である区市町村が地域の实情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援を充実。
2	(2)	旧73 <保育サービスの拡充>認可保育所	福祉保健局	○賃貸物件による保育所等を設置するために要する開設前の建物賃借料の一部を補助することにより、保育所の設置を促進する。
2	(2)	旧74 <保育サービスの拡充>認証保育所	福祉保健局	大都市特性に合わせた都独自の基準を満たし、都が認証した認可外保育施設に対して、運営費、修繕費及び開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認証保育所の設置促進の取組を支援する。
2	(2)	旧75 <保育サービスの拡充>認定こども園	生活文化スポーツ局 福祉保健局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。
2	(2)	旧76 <保育サービスの拡充>定期利用保育事業※パートタイム労働者等向け保育サービスの拡充	福祉保健局	認可保育所に加え、認証保育所や家庭的保育事業等を活用し、パートタイム労働者等にも利用しやすい都独自の定期利用保育事業を引き続き実施していく。
2	(2)	旧77 <保育サービスの拡充>家庭的保育事業	福祉保健局	区市町村が行う都独自の家庭的保育事業等に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による家庭的保育事業を活用した保育サービスの拡充の取組を支援する。
2	(2)	旧78 <保育サービスの拡充>小規模保育事業	福祉保健局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による小規模保育事業を活用した保育サービスの拡充の取組を支援する。
2	(2)	旧79 <保育サービスの拡充>居宅訪問型保育事業	福祉保健局	地域型保育事業の一つである居宅訪問型保育事業を活用して、待機児童対策に取り組む区市町村を支援することにより、区市町村による居宅訪問型保育事業を活用した保育サービス拡充の取組を支援する。
2	(2)	旧81 <保育サービスの拡充>企業主導型保育事業	福祉保健局	<p>○企業主導型保育の地域枠の確保・拡大を図るため、地域枠分について、保育士等の処遇改善に向けた取組を支援する。</p> <p>○既存の企業主導型保育施設の地域枠の活用や利用促進に取り組む区市町村を支援する。</p>
2	(2)	旧83 ベビーシッター利用支援事業	福祉保健局	<p>保育認定を受けたにもかかわらず、保育所等の保育サービスを利用できずに養育する乳幼児が待機児童となっている保護者、育児休業を1年間取得した後復職する保護者、夜間帯保育を必要とする保護者等、一時的に保育を必要とする保護者等が、認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を支援する。</p> <p>また、事業者による巡回やWebカメラの設置により、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。</p>
2	(2)	旧84 保育所等利用多子世帯負担軽減事業	福祉保健局	生計を同一にする子が2人以上いる世帯等に対し、認可保育所等に通う第2子以降の保育料(利用者負担分)について、第2子は半額(令和5年10月以降は無償化)、第3子は無償化とするよう負担軽減を行う区市町村を支援する。
2	(2)	旧85 認可外保育施設利用支援事業	福祉保健局	認可外保育施設を利用する保護者の負担軽減を図るため、利用料の一部を補助する区市町村を支援し、地域の实情に応じた保育サービスの整備促進及び質の向上を図る。
2	(2)	旧86 緊急1歳児受入事業	福祉保健局	待機児童が多い1歳児を、新設の認可保育所の空き定員や余裕スペース等を活用して、緊急的に受け入れる区市町村を支援する。
2	(2)	旧87 認証保育所1歳児受入促進事業	福祉保健局	待機児童解消に有効かつ保護者のニーズを踏まえた取組を推進するため、認証保育所を活用し、1歳児に対する保育サービスの拡大を図る。
2	(2)	旧88 待機児童解消区市町村支援事業	福祉保健局	保育所等の整備費に係る区市町村や事業者の負担を軽減するとともに、建築資材等の高騰に対応するため、国の整備費補助の補助基準額に「高騰加算」を上乗せし、待機児童解消に向けた区市町村の取組を支援する。
2	(2)	旧89 保育環境改善等事業	福祉保健局	駅前等の利便性の高い場所にある既存の建物を活用した保育所等の設置や障害児を受け入れるための改修等により、待機児童の解消を図る区市町村を支援する。
2	(2)	旧90 保育所等用地確保の支援	福祉保健局	<p>都有地の減額貸付や、定期借地権設定に際して授受される一時金への補助、国有地や民有地を借り受ける場合の土地借料補助などにより、保育所等の整備を促進する。</p> <p>○定期借地権利用による認可保育所等整備促進事業 定期借地権設定時に必要な一時金の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。</p> <p>○借地を活用した認可保育所等設置支援事業 国有地又は民有地を借り受けて整備を行う事業者に対して、借地料の一部を補助し、認可保育所等の設置促進を図る区市町村を支援する。都内の地価高騰に対応するため、借地料補助の上限額及び都の負担割合を引き上げ、区市町村と事業者の負担を軽減する。</p>
2	(2)	旧91 民有地マッチング事業	福祉保健局	民有地や空き家等を活用した認可保育所や小規模保育等の整備を進めるため、不動産事業者等と連携して物件確保に取り組む区市町村を支援する。
2	(2)	旧93 とうきょう保育ほうれんそう	福祉保健局	<p>都有地を活用した保育所の整備を推進するため、民間保育事業者等からの都有地に関する照会や提案などを受け付け、関係部局及び区市町村に情報提供する。</p> <p>*ほうれんそう:「方法のアドバイス(ほう)」、「連携(れん)」、「相談(そう)」の頭文字をとったもの。</p>
2	(2)	旧94 民有地を活用した保育所等整備促進税制	主税局	待機児童の解消に向け、民有地を活用した保育所等の整備促進を税制面から支援するため、23区内において、保育所等として使用するために有料で貸し付けられた土地のうち、一定の要件を満たすものについて、固定資産税及び都市計画税を減免する。
2	(2)	旧95 認証保育所に対する減免	主税局	認証保育所の設置を税制面から支援し、児童福祉の増進を図るため、その事業者等に課する不動産取得税、固定資産税・都市計画税(23区内)及び事業所税(23区内)を減免する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要	
2	(2)	旧96	福祉インフラ整備への協力	交通局	○局資産の貸付時には、地元自治体の要望等に応じて福祉施設の整備を条件とするなど、用地確保が困難な都市部における福祉インフラ施設の整備に協力する。 ○保育所等の整備を推進するため設置された「都用地活用推進本部」に参画し、活用可能な局有地を情報提供する。
2	(2)	旧97	夜間帯保育事業	福祉保健局	深夜帯の保育や24時間保育に取り組む認証保育所を支援することで、都民が安心して利用できる夜間帯(22時から翌7時まで)及び休日の保育を提供する。
2	(2)	旧98	夜間保育事業	福祉保健局	保護者の就労等の事情により、夜間(おおよそ午後10時まで)のニーズに対応するため、夜間保育に取り組む区市町村を支援する。
2	(2)	旧99	延長保育事業	福祉保健局	保護者の就労の多様化、長い通勤時間等に伴う保育ニーズに対応するため、11時間の開所時間の前後において延長保育を行う区市町村を支援する。
2	(2)	旧100	休日保育事業	福祉保健局	保護者の就労形態の多様化により、日曜日、国民の祝日等のニーズに対応するため、休日保育に取り組む区市町村を支援する。
2	(2)	旧101	病児保育事業の充実	福祉保健局	○病中又は病気の回復期等にあつて、集団保育が困難な保育所在籍児童等を、保護者の勤務の都合等により家庭で育児ができない場合に、保育所や病院等の専用スペース等において一時的に預かり保育を行う区市町村を支援する。 ○病児・病後児保育施設の人材とノウハウを活用した地域の保育所等の職員に対する技術支援や利用者へ病児のケアに関する情報提供を行う取組、保育所や自宅で児童が発症した際のお迎えサービスの実施、駅近郊の施設による自治体間の広域利用、病児保育の登録家庭に対する相談支援など、病児・病後児保育の充実に取り組む区市町村を支援する。
2	(2)	旧102	医療的ケア児への支援	福祉保健局	医療的ケア児を受け入れる保育所等への看護師の派遣や、医療的ケアを行う看護師、保健師、又は助産師を保育所等に配置する区市町村を支援する。
2	(2)	旧103	送迎保育ステーション事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	自宅から遠距離にある保育所でも通えるよう、保護者にとって利便性のよい保育所等に送迎ステーションを設置し、バス等により児童の送迎を行う区市町村を支援する。
2	(2)	旧104	都庁内に地域に開放した保育施設の設置	総務局	民間事業者等に対して、地域に開放した事業所内保育施設の設置を一層促進するため、平成28年度に都自らがシンボリックな事業として、都内でも最大級の事業所である都庁内に保育施設を設置する(平成28年10月設置済み)。
2	(2)	旧105	保育の質の確保	福祉保健局	○保育所等における保育の提供体制や事故防止対策等について、事業者から運営状況等の報告を求めるとともに、区市町村と連携した効果的な指導監督を行うことにより、適正な施設運営及びサービスの質の確保を図る。 ○質を確保するため、各施設及び事業における自己評価や第三者評価の実施を促していく。 ○区市町村による保育従事職員に対する研修受講促進の取組を支援していく。 ○認証保育所の質の確保・向上を図るため、新設の事業者等に対して、保育士等の専門職を活用した運営指導を行う。また、認証保育所の施設長及び中堅保育士を対象とした研修や、家庭的保育者研修、認可外保育施設に従事する職員を対象としたテーマ別研修を実施。 ○認可外保育施設における事故防止、安全対策の強化のため、施設の巡回指導等を行う。 ○保育所、認定こども園等における保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面や各基準の遵守状況等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。 ○認証保育所へ移行する認可外保育施設に対して、運営費や改修費の一部を補助することにより、認可外保育施設の保育の質を確保するとともに、待機児童解消に向けた受け皿の拡大を図る区市町村を支援する。
2	(2)	旧107	保育サービス推進事業及び保育力強化事業	福祉保健局	アレルギー児対応や育児困難家庭への支援などの特別保育や、障害児保育、地域子育て支援など、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村を支援する。
2	(2)	旧108	保育体制強化事業	福祉保健局	地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育支援者)を、保育に係る周辺業務や園外活動時における見守り活動に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備する。
2	(2)	旧110	保育人材の確保及び定着支援	福祉保健局	○保育士有資格者に対する就職支援研修及び就職相談会の一体的な実施や、保育人材コーディネーターによる就職支援及び就職後のフォローアップを行うことにより、保育人材の確保・定着を図る。 ○社会保険労務士による対面・双方向での講座を開講し、保育事業者から挙げられた課題を踏まえ、課題解決の糸口を見出し、職場環境の整備を進め、定着支援を図る。 ○保育に特化した常設のプラットフォーム開設し、保育の魅力やそのやりがい等について情報を発信する。 ○保育所等に勤務する保育従事者が保育士資格を取得する際に要する経費の一部を支援することにより、保育士の確保を図る。 ○指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けることで、保育士の養成・確保を図る。 ○保育事業者等が保育従事者向けの宿舎を借り上げる際に要する経費の一部を補助することにより、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育従事者の職責に応じた処遇を実現するキャリアパス導入に取り組む事業者を支援し、保育人材の確保及び定着を図る。 ○保育士を目指す高校生に対して、保育施設での職場体験を行い、保育士の仕事への理解・興味を深め、将来の保育人材の確保を図る。 ○保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材を確保するため、保育人材の確保・定着を図る区市町村の取組を支援する。 ○保育士養成施設が行う、卒業予定者向け就職説明会やOBとの交流会等の取組を支援することにより、新卒者の保育施設等への就職を促進する。 ○保育所等の職員に対し、臨床心理士等による相談・助言等を行い、保育従事職員等の定着を図る区市町村を支援する。 ○認可保育所において、保育士資格を有しない者を保育に係る周辺業務に活用することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○認可保育所等において、保育士資格を有しない短時間勤務の保育補助者を雇い上げることで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。 ○書類作成等の業務を支援するシステムを導入するなど、認可保育所におけるICT化を推進することで保育士の負担を軽減し、保育士の定着を図る区市町村を支援する。
2	(2)	旧111	保育士等キャリアアップ研修支援事業	福祉保健局	技能・経験を積んだ職員に対する国の新たな処遇改善加算の要件となっている専門分野別研修を実施する指定研修実施機関を支援する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
2	(2)	旧112 都立病院・公社病院における病児・病後児保育事業の実施	福祉保健局	区市町村が行う病児・病後児保育を支援するため、小児科のある都立病院において、区市町村のニーズを踏まえた上で、病児・病後児保育事業を実施する。
2	(2)	新規 多様な他者との関わりの機会の創出	福祉保健局	他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう、保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる新たな仕組みを創出する。 併せて、支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。
2	(2)	新規 保育所等における地域の子育て支援事業	福祉保健局	保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組み区市町村を支援する。
2	(2)	新規 子供主体の保育普及促進事業	福祉保健局	子供を主体とした保育等の実践に係る保育者向け研修やアドバイザー派遣等により保育所等における子供を中心とした保育実践の普及促進を図り、保育の質の向上及び保育の充実につなげる。
2	(2)	新規 保育所等における要支援児童等対応推進事業	福祉保健局	保育所等において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化、運営の円滑化を図る。
(3) 認定こども園の充実				
2	(3)	旧116 認定こども園の設置支援	生活文化スポーツ局 福祉保健局	開設準備に係る経費の一部を補助することにより、区市町村による認定こども園の設置促進の取組を支援する。 幼稚園又は保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定する。
2	(3)	旧117 保育教諭の確保	生活文化スポーツ局 福祉保健局	保育教諭とは、幼稚園教諭免許と保育士資格の両免許・資格併有者が、幼保連携型認定こども園に雇用(任用)されることに伴う任用職種である。幼稚園教諭免許、保育士資格の取得を支援する区市町村に対し、その費用の一部を補助する取組などにより、保育教諭の確保を図る。
(4) 就学前教育と小学校との円滑な接続				
目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実				
(1) 子供の生きる力を育む環境の整備				
3	(1)	旧118 地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	生活文化スポーツ局	子供から大人まで、幅広い世代の都民が生涯にわたってスポーツに親しむ機会を拡大するため、地域住民自らが主体となって運営する地域スポーツクラブの設立・育成を支援する。
3	(1)	新規 だれでもフィットネス推進事業	生活文化スポーツ局	運動することに無関心や苦手意識のある子供、高齢者に対し、身体を動かすことの楽しさ等を伝える動画を作成・発信し、フィットネス等の実施につなげる。
3	(1)	旧120 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	子供の体力向上の方向性を示し、総合的な子供の基礎体力向上方策を推進する。 具体的には、東京都統一体力テストの全校実施、体力向上や健康教育の研究指定校における実践研究等により、体力向上を図る。
3	(1)	旧121 学校2020レガシー	教育庁	学校はオリンピック・パラリンピック教育で培ったネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を「学校2020レガシー」として位置付け、共生社会の形成に向けた取組を継続・発展させていく。
3	(1)	旧122 Sport-Science Promotion Clubの指定	教育庁	科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるような合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進し、競技力向上を図る。
3	(1)	旧123 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施とそれに基づく授業改善の実施	教育庁	児童・生徒の学力向上を図るため、次の取組を実施する。 ○児童・生徒の学力向上を図るための調査 ○調査結果、保護者向け資料の配布 ○授業改善推進拠点校を設置し、全都へ効果的な授業改善の方法等の発信 ○基礎的な学習内容を習得するための教材である「東京ベーシック・ドリル」及び同ソフトの活用による、基礎的・基本的な事項の定着 ○「確かな学力」を育成する取組の推進に向けて策定したガイドラインに基づき、効果的な習熟度別指導を推進
3	(1)	旧124 校内寺子屋	教育庁	義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、個に応じた学習を支援するため、外部人材を活用している。「学力向上研究校」として10校を指定し、平成30年度からは、指定校を30校に拡充して実施する。
3	(1)	旧125 都立高校学カスタンダードに基づく指導	教育庁	具体的な学習目標を明示した「都立高校学カスタンダード」を参考に、都立高校が自校の学カスタンダードを作成・活用し、組織的・効果的な指導を実施する。
3	(1)	旧126 都立専門高校技能スタンダードの実施	教育庁	専門高校において生徒が身に付けるべき主な技術・技能を示す「都立専門高校技能スタンダード」を活用した取組を全都立専門高校職業学科にて実施し、生徒の専門的な技術・技能の習得を徹底する。
3	(1)	旧127 理数教育の推進	教育庁	都内全公立小学校を対象とした「小学生科学展」の実施や都内全中学校を対象とした「中学生科学コンテスト」の実施、理数教育重点校の指定など、公立小・中・高校における理数教育を充実し、理数の専門的授業を通じ、科学技術分野に高い関心と知識をもつ児童・生徒を育成する。
3	(1)	旧129 道徳教育の推進	教育庁	東京都道徳教育教材集等の活用を図るとともに、公立小・中学校における道徳の授業を保護者、都民及び教員に公開することを通じて、子供たちの豊かな心の育成について、学校・家庭・地域社会が話し合い、連携して道徳教育を推進する。
3	(1)	旧130 スクールサポーター制度	警視庁	児童・生徒の非行等を防止し、少年の健全育成を推進するため、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策、その他少年の健全育成上必要な活動を行う。
3	(1)	旧131 思春期に係る相談、研修の実施	福祉保健局	ひきこもりや不登校など、思春期の心の問題に対して、区市町村など地域の関係機関が連携して的確な対応が図られるよう、精神保健福祉センターは次のような技術的な支援を行う。 ・思春期・青年期の専門相談の実施 ・学校等の関係機関向けの事例検討会(研修)や、家族向けの家族講座の開催
3	(1)	旧132 HIV/エイズ・性感染症の予防啓発、相談・検査の実施	福祉保健局	都民のHIV/エイズや性感染症への理解を促進し予防を推進するため、パンフレット等を作成して保健所等で配布するとともに、東京都新宿東口検査・相談室、東京都多摩地域検査・相談室や保健所において、HIV検査・性感染症検査や相談を行う。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要	
3	(1)	新規	ユースヘルスケア普及啓発事業	子供政策連携室	思春期に知っておきたい健康管理情報を若者目線で発信するホームページを構築し、ユースヘルスケアの普及啓発を推進する。
3	(1)	新規	東京ユースヘルスケア推進事業	福祉保健局	中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置するとともに、思春期における、婦人科疾患等に関する相談支援・健康教育・普及啓発を実施する区市町村を支援
3	(1)	新規	「遊び」推進プロジェクト	子供政策連携室	子供が身近な場所で多様な遊びを経験できるプロジェクトを実施し、「遊び」の魅力を発信する。
3	(1)	新規	「遊び場」づくりに対する補助事業	子供政策連携室	子供の意見を反映しながら、プレーパークや地域資源を活用した「遊び場」など、区市町村の「遊び場」創出に向けた取組を支援する。
3	(1)	旧133	20歳未満の喫煙防止対策	福祉保健局	20歳未満の喫煙及び受動喫煙の健康影響防止を推進するため、次の事業を展開する。 <20歳未満の喫煙防止> ○小中高校生用副教材やリーフレット、ホームページ等において、未成年者や胎児・妊産婦への喫煙・受動喫煙防止に関する啓発を実施（教育・福保） ○小中高校生を対象に20歳未満喫煙防止ポスターコンクールの実施 ○都内公立学校に対して、敷地内禁煙とする受動喫煙防止対策の推進依頼（教育） ○両親学級等において、喫煙の健康被害等を啓発（福保） <受動喫煙の健康影響防止> ○平成30年4月1日施行の「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」及び令和2年4月1日から全面施行した「東京都受動喫煙防止条例」・「改正健康増進法」に基づき、受動喫煙による都民の健康への悪影響を未然に防止する取組を実施（福保）
3	(1)	旧134	地域における青少年の健全育成	生活文化スポーツ局	青少年の規範意識やコミュニケーション力などを育む取組に加え、地域の中で多様性の尊重や受容の意識を育む機会を提供するとともに、区市町村等が実施する青少年の健全育成に向けた取組を推進する。
3	(1)	旧135	学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進	教育庁	地域全体で子供の教育を支えるためには、学校・家庭・地域・社会が具体的に連携・協働する仕組みを構築する必要がある。このため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」や国の地域学校協働活動推進事業を活用して、各区市町村において、地域全体で子供の教育を支える「地域学校協働本部」の設置を推進し、様々な教育活動に多様な地域人材の活用を促進する。
3	(1)	旧136	東京都教育の日の設定による地域の協働の推進	教育庁	都民の教育に対する関心を高め、教育について共に考えるため、「東京都教育の日」（11月第1土曜日）を中心として、学校・家庭・地域が協働する取組を推進する。
3	(1)	旧137	私立学校への助成	生活文化スポーツ局	私立学校の教育条件の維持向上、在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減及び私立学校の経営の健全性を高めるため、その経費の一部を補助する。
3	(1)	旧138	学校と家庭の連携推進事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」を学校に配置する。また、児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」を学校に派遣する。
3	(1)	旧139	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育庁	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、学校だけでは解決できない児童・生徒の問題行動等へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして支援を行うスクールソーシャルワーカーを区市町村及び都立学校に配置する。
3	(1)	旧140	いじめ総合対策【第2次】	教育庁	令和3年2月に策定した「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」では、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の各段階に応じた具体的な取組を定めている。各学校においては、いじめ問題の解決に向け、軽微ないじめも見逃さず、学校全体で組織的に対応するとともに、家庭、地域住民、その他の関係者との連携の下、「いじめ総合対策【第2次・一部改定】」に示す取組を確実に実施していく。
3	(1)	旧141	スクールカウンセラー活用事業	教育庁	いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るため、児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして、都内公立小学校、中学校、高等学校全校に配置している。
3	(1)	旧142	アドバイザースタッフ派遣事業	教育庁	アドバイザースタッフ（臨床心理士等）を学校に派遣し、不登校や集団不適応の悩みをもつ児童・生徒等を支援する。
3	(1)	旧143	東京都教育相談センターいじめ相談ホットライン	教育庁	いじめ問題に悩む児童・生徒やその保護者等からの相談について、年間を通じて24時間体制で受け付け、相談者の心のケアや解決に向けた助言を行う。
3	(1)	旧144	防災教育の推進	教育庁 生活文化スポーツ局	防災教育デジタル教材「防災ノート」の活用による学校と家庭が一体となった防災教育の充実等を通じ、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材を育成する。 また、国立・私立学校においては、防災教育デジタル教材「防災ノート」の情報提供や、各学校の防災力向上のための取組に対し支援を行う。
3	(1)	旧145	JETプログラムによる外国人英語指導者等の配置	教育庁 生活文化スポーツ局	JETプログラムによる外国人の招致を、平成26年度の100人から、平成30年度には240人に拡大し、全都立高等学校等（定時制課程単独校を除く。）に配置する。また招致を希望する私立学校に対し、必要経費を補助する。生徒がJETから授業や学校行事等を通じて日常的に英語の指導を受けることにより、「聞く」「話す」力を向上させるとともに異文化理解の促進を図る。
3	(1)	旧146	海外留学支援事業	教育庁 生活文化スポーツ局	【教育庁・次世代リーダー育成道場】 将来、様々な場面や分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次世代のリーダーを輩出するため、事前研修や約1年間の留学、事後研修を通して、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神、課題解決能力等を育成する。 私立高校生の留学に伴う経済的負担を軽減し海外留学を促進するため、私立高校が行う留学に参加する生徒に対し、その経費の一部を補助する。
3	(1)	旧147	私立学校教員海外派遣研修事業費補助	生活文化スポーツ局	世界で活躍するグローバル人材育成のため、指導力向上を目的に、私立学校が教員（国語、数学、英語、社会、理科の5教科が対象）を海外研修に派遣した場合にその経費の一部を補助する。
3	(1)	旧148	私立高等学校外部検定試験料補助	生活文化スポーツ局	私立高等学校が、在籍する生徒の英語力向上を目的として外部検定試験（高等学校における英語教育レベルを満たし「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能を総合的に測定でき、学校が教育活動の一環として外部検定試験実施団体に対して団体受験を申し込むもの）を実施する場合、当該試験に係る経費を補助する。
3	(1)	旧149	都立国際高校での国際バカロレアの取組	教育庁	都立国際高校のバカロレアコースにおいて、国際バカロレアのディプロマ・プログラムによる授業を展開し、国際的に認められる大学入学資格（フルディプロマ）の取得により海外大学進学を推進する。
3	(1)	旧150	東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY」の活用による、児童・生徒の英語学習の意欲向上	教育庁	小学生から高校生までを主な対象とし、体験的で実践的な学習を通じて、英語を使用する楽しさや必要性を体感し、英語学習の意欲を自ら向上させることを目的に、民間事業者とともにTOKYO GLOBAL GATEWAYを開設する。児童・生徒8人につき1人のイングリッシュ・スピーカーが常に付き添い、海外の日常生活シーンや文化、ビジネス、国際貢献などの多彩な内容を、英語漬けで体験する。 また、令和5年1月から、多摩地域に同様の施設を開設し、運営する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
	(2)	次代を担う人づくりの推進		
3	(2)	新規	「東京都子ども基本条例」に関する理解促進事業	子供政策連携室 子供や保護者等に対し、条例の内容を分かりやすく伝え、子供の意見表明や地域社会等への参加促進、子供の権利擁護に関する理解促進を図る。
3	(2)	新規	「東京都子ども基本条例」を踏まえた新たな取組<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局 子供の意見表明や参加を促進する取組、子供の権利擁護に関する取組を行う区市町村を支援する。
3	(2)	新規	東京都子どもホームページ	子供政策連携室 未来の東京を担う子供たちが、楽しみながら東京の魅力や都政への興味・関心を高められるよう、「子供の参加」、「子供の意見」を作成・更新プロセスに反映させながら、子供と都政をつなぐ新たな情報プラットフォームとして、多彩な情報を発信する。
3	(2)	旧151	子供向け舞台芸術参加・体験プログラム	生活文化スポーツ局 子供たちが舞台芸術に親しみ、また芸術家と直接ふれあうことにより芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むため、子供向け舞台芸術参加・体験プログラムを実施する。
3	(2)	旧152	芸術文化を通じた子供たちの育成	生活文化スポーツ局 子供たちに、現代芸術や本物の伝統芸能等に触れるほか、様々な分野のアーティストなど専門家とともに作品を製作・発表する機会を提供する。
3	(2)	旧153	中学生の職場体験	教育庁 中学生に社会の一員としての自覚を促し、働くこと、学ぶことの意義に気付かせるために、職場体験に関する情報提供を行い、都内中学校等における職場体験の円滑な推進を図る。
3	(2)	旧154	都立高校における人間としての在り方生き方に関する新教科「人間と社会」の実施	教育庁 教科「奉仕」に道德教育やキャリア教育を加えた新教科「人間と社会」を全都立高校で実施し、人間としての在り方生き方に関する教育を通じて、規範意識と社会貢献意識の向上を図る。
3	(2)	旧155	勤労観・職業観育成推進プラン	教育庁 高校生の勤労観、職業観を育成するために、国際ロータリーとの連携事業や、技能習得型インターンシップの実施等により、インターンシップの充実・拡大を図る。
3	(2)	旧156	高等学校「家庭」における保育体験活動の充実	教育庁 都立高校で、生徒が乳幼児への理解をはじめ、親になること、男女が協力して家庭を築くことなどについての理解を深めていくために、生徒が乳幼児と触れ合う保育体験活動や乳幼児の親と交流する活動を充実する。
3	(2)	旧157	不登校・中途退学対策事業	教育庁 不登校や中途退学の経験のある児童・生徒やその保護者、民間施設等を対象とした実態調査・研究を行い、児童・生徒の社会的自立につながる施策を推進する。
3	(2)	旧158	都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援事業	教育庁 都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関と連携し、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する進路支援等を行う。
3	(2)	旧159	ひきこもりに係る支援事業	福祉保健局 (1) 東京都ひきこもりに係る支援協議会 (2) 都民向け普及啓発 (3) 都民に対する相談支援 (4) 区市町村に対する支援 (5) 人材育成
3	(2)	新規	バーチャル・ラーニング・プラットフォームの開発	教育庁 日本語指導や不登校児童・生徒への支援等に活用するため、オンライン(仮想空間)上にプラットフォームを構築し、区市町村に提供
3	(2)	新規	学齢期の子育ちに関する調査等	子供政策連携室 フリースクール等に通う学齢期の子供を取り巻く環境や課題の把握のため、フリースクールに通う子供や支援団体へのアウトリーチ型のヒアリングを通じて、国内外の先進事例調査を実施し、今後の施策へつなげる。
3	(2)	新規	性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への取組	生活文化スポーツ局 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に対する認知や関心を高めるため、教育機関との連携などにより大人と子供の両面から意識啓発を図る。
3	(2)	新規	デジタル分野等で働く魅力発信事業	生活文化スポーツ局 ・将来の自分をしっかりイメージして進路選択することを応援するため、デジタル分野等の企業と連携し、女子中高生を対象とした職場体験ツアーを実施する。
3	(2)	旧160	地域における若者の自立等支援体制整備事業	生活文化スポーツ局 社会的自立に困難を有する若者のための相談窓口の設置や支援事業の新設・拡充など、地域のニーズに応じて若者の支援施策を実施する区市町村を対象に、費用の一部を補助するとともに、区市町村職員向けに情報交換会等を開催し、地域における若者の自立支援体制の整備を推進する。 また、社会的自立に困難を抱える若者やその家族を支援につなげるため、民生・児童委員等の地域支援者向けに講習会を開催する。
3	(2)	旧161	若者総合相談支援事業	生活文化スポーツ局 東京都若者総合相談センター「若ナビα」において、悩みを抱える若者や、社会的自立に困難を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しする。
3	(2)	旧162	地域の若者支援社会資源ポータルサイト(若ぼた)の運営	生活文化スポーツ局 若者支援機関の情報を提供することにより、区市町村における若者支援の充実に資するポータルサイトを運営している。
3	(2)	旧163	非行少年の立ち直り支援事業	生活文化スポーツ局 非行少年及び少年院出院者をはじめとする非行歴のある少年の立ち直りを支援するため、立ち直り支援に携わる支援者を対象としたガイドブックの作成・配布や研修会の開催、保護観察対象少年の会計年度任用職員としての雇用、非行の入口ともいわれる子供の万引き防止対策に取り組む。
3	(2)	旧164	生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉保健局 貧困の連鎖を防止するため、低所得世帯の子供を対象として、学習支援に加え、居場所の提供や進路相談等を行う。
3	(2)	旧165	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉保健局 学習塾等の受講費用並びに高等学校及び大学等の受験費用を捻出できない低所得世帯に対して、これらの費用に必要な資金を貸し付けることにより、低所得世帯の子供を支援する。※令和4年度より収入要件を緩和し、対象を拡大
3	(2)	旧166	多子世帯への授業料支援	教育庁 生活文化スポーツ局 総務局 所得制限により就学支援金を受けられない世帯の中で23歳未満の子供を3人以上扶養している世帯に対して、収入にかかわらず、高等学校等の授業料等の半額相当額の支援を行う。 (注:私立学校については「私立高等学校等特別奨学金」の所得要件に該当する世帯は除く。)
3	(2)	新規	都立大学・都立高専の授業料実質無償化	総務局 教育費の負担軽減による少子化対策を進めるとともに、家庭の経済状況にかかわらず意欲ある学生に教育機会を提供するため、国に先駆け都立大及び都立産技高専において授業料を実質無償化(R6年度から)
3	(2)	旧167	被保護者自立促進事業	福祉保健局 生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小学1年生～高校3年生の学習環境整備支援費(塾代)、大学等進学支援費(大学等受験料)等を補助している。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
3	(2)	旧168 若年者の雇用就業支援事業(東京しごとセンター事業)	産業労働局	進路決定前の時期に、高校生の就業意識を醸成する啓発講座を、学校の要望に沿って実施することで、将来の安定就労の一助とする。 東京しごとセンターにおいて、若年フリーター向けに、きめ細かなカウンセリングや各種セミナー、職業紹介を行うとともに、若者と企業の出会いの場の提供等の事業を実施する。また、早期の就職促進を図るため、職業意識の啓発や、基礎的ビジネスマナー等の習得を図るための講座を実施する。
3	(2)	旧169 若年者能力開発訓練	産業労働局	30歳未満の無業者・フリーター等で主に中卒者、高校中退者を対象として、職業に必要な技能・知識に加え、社会人基礎能力の習得を重視した訓練を実施することで、若年者の就業を支援する。 訓練カリキュラムに複数の業種の内容を取り入れることにより、多様な職業を理解させ、自己の適性にあった就業先の業種が選択できるようにする訓練を実施している。
(3) 子供の居場所づくり				
3	(3)	旧170 シニア世代・シニア予備群を活用した中高生の居場所・学び・遊び支援事業	福祉保健局	児童館において、中高生世代向けの講習会の講師や見守りボランティアとして、シニア世代・シニア予備群の力を活用し、中高生の放課後の居場所の充実に取り組む区市町村を支援することで、児童の健全育成の推進を図る。
3	(3)	旧171 学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局	就業などにより、保護者が昼間いない小学生の健全な育成を図るために、区市町村が実施する、又は区市町村が運営費を補助する、学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)の供給体制の整備を支援していく。開所日数、障害児受入、放課後児童支援員のキャリアアップ等の取組に加算を設け、地域のニーズに応じた取組を支援する。 都型学童クラブ事業においては、開所時間の延長や常勤職員を配置することなどにより、学童クラブのサービス向上を図る。
3	(3)	旧172 学童クラブの設置促進	福祉保健局	既存施設を活用して、学童クラブ事業を新たに実施するための改修及び設備の整備等を行う事業に対する補助を実施することで、学童クラブの設置を促進する。
3	(3)	新規 学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業	福祉保健局	医療的ケア児や重度心身障害児等の受入れに必要な人材の配置や送迎支援を行うことにより、医療的ケア児等の放課後や長期休暇等における居場所を確保し、保護者が子育てと仕事を両立して、安心して働くことができるよう支援する。
3	(3)	新規 学童クラブ待機児童対策提案型事業	福祉保健局	令和6年度末までの3年間、区市町村が地域の実情に応じて実施する多様な学童クラブ待機児童対策を支援し、待機児童の早期解消をめざしていく。
3	(3)	旧173 児童館等整備費補助	福祉保健局	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操を豊かにするために、児童館及び学童クラブの整備を行う区市町村の取組を支援する。
3	(3)	旧174 放課後児童支援員資質向上研修・認定資格研修	福祉保健局	○学童クラブに従事しようとする者に、業務遂行における基本的な考え方や心得、必要最低限の知識・技能を習得させることを目的として、放課後児童支援員認定資格研修を実施する。 ○放課後児童支援員であって、一定の勤務経験を有する者に対して、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行い、放課後児童支援員の資質の向上を図ることを目的として、放課後児童支援員資質向上研修を実施する。
3	(3)	旧175 放課後居場所緊急対策事業	福祉保健局	学童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館、公民館等の既存の社会資源を活用することにより、放課後に子供の安全・安心な居場所を提供する。
3	(3)	旧176 放課後子供教室	教育庁	すべての子供を対象として、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点(居場所)を設け、地域の人々の参画を得て、子供たちに学習、文化・スポーツ活動、地域住民との交流の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する。
3	(3)	新規 児童館支援事業	福祉保健局	児童館等について、区市町村への情報提供や職員の資質の向上を図るための研修を実施することにより、遊びを通じた児童の健全育成を図る。
3	(3)	旧49 子供の居場所創設事業	福祉保健局	子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援する。
3	(3)	旧50 子供食堂推進事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援するとともに、子供食堂の開催に加え、配食や宅食を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる子供食堂の取組を支援する。
目標4 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実				
(1) 子供の権利擁護の取組				
4	(1)	旧177 児童虐待防止の普及啓発	福祉保健局	児童虐待防止への理解促進に向けた普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運を醸成するとともに、児童虐待を発見した際に関係機関に連絡する意識の啓発を行う。
4	(1)	旧178 子供の権利擁護専門相談事業	福祉保健局	様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化する。
4	(1)	旧55 児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業	福祉保健局	児童虐待の未然防止を図るため、近年、コミュニケーション手段として浸透しているソーシャルメディアのうち、最も利用されている無料通話アプリ(LINE)を活用した相談窓口を設置する。
(2) ヤングケアラーへの支援				
4	(2)	新規 ヤングケアラー普及啓発事業	子供政策連携室	ヤングケアラーに関する正しい知識や様々な支援内容等を幅広く情報発信し、ヤングケアラー支援に向けた普及啓発を実施する。
4	(2)	新規 ヤングケアラー支援事業	福祉保健局	ヤングケアラーを早期に見つけて適切な支援につなげられるよう、ヤングケアラーの状況や、把握・支援のポイントを記載した支援マニュアルを作成・活用し、関係機関の連携強化をより一層促進するとともに、ヤングケアラーが抱える悩みを相談・共有するための相談支援体制を整備する。 ○関係機関に対する研修の実施 ・区市町村等が主体的に研修等を実施できるよう、研修資料(動画等)を作成 ○ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営 ○ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援 ・ヤングケアラー・コーディネーター研修 ・ヤングケアラー・コーディネーター配置支援 ○ヤングケアラー相談支援等補助事業 ・ピアサポート等相談支援を行う団体への支援 ・オンラインサロンを行う団体への支援

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
	(3)	子供の貧困対策の推進		
4	(3)	旧179 子供の貧困対策支援事業	福祉保健局	生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援する。
4	(3)	旧180 子育てサポート情報普及推進事業	福祉保健局	生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図る。
4	(3)	新規 チャットボットによる子育て支援情報の発信	福祉保健局	東京の子育てに関する情報をまとめた「とうきょう子育て応援ブック」の内容を基に、子育て相談のチャットボットを作り、保護者が必要な情報を入手しやすい環境を整備する。
4	(3)	旧181 子供サポート事業立上げ支援事業	福祉保健局	貧困世帯等の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援する。
4	(3)	旧182 フードパントリー設置事業	福祉保健局	住民の身近な地域に「フードパントリー(食の中継地点)」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・移行に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援する。
4	(3)	新規 フードパントリー緊急支援事業	福祉保健局	ウクライナ情勢に係る食料価格、原油価格等の高騰及び経済状況悪化による利用者増加の影響を受ける事業者に対し、フードパントリー運営にかかる食料調達費、光熱水費、設備費等の経費を補助することにより、運営の安定化を図る。
4	(3)	旧183 生活保護制度	福祉保健局	国が生活に困窮する全ての国民に、その困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障し、併せて自立を助長することを目的としている。保護の基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行う。保護は、生活扶助とその他の扶助(教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭)に分かれており、保護を受ける人の世帯構成や収入などの状況に応じて、その全部又は一部が適用される。 ・教育扶助(基準額、教材代、学習支援費等) ・生業扶助(高等学校等就学費、技能修得費等) ・就労自立給付金、進学準備給付金、就労活動促進費の支給 ・被保護者就労支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施 ・ケースワーカーによる生活相談・援助
4	(3)	旧185 生活福祉資金制度	福祉保健局	低所得世帯、障害者又は高齢者のいる世帯に対し、必要な資金を貸し付け、経済的自立や社会参加の促進を図る。 ※平成27年4月から、生活困窮者自立支援制度と連携して世帯の支援を行っている。
4	(3)	旧186 公共職業訓練等の実施	産業労働局	求職者等を対象として就職に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施する。一部科目について、保育サービス付で実施する。
4	(3)	旧188 高等学校等就学支援金による授業料負担の軽減	教育庁 生活文化スポーツ局 総務局	高等学校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒を対象に、高等学校等就学支援金を支給する。
4	(3)	旧189 私立高等学校等特別奨学金	生活文化スポーツ局	都内に在住する私立高校等に通う一定の収入未満の世帯等の生徒を対象に、授業料の一部を助成する。
4	(3)	新規 私立中学校等特別奨学金	生活文化スポーツ局	都内に在住する私立中学校等に通う一定の収入未満の世帯の生徒を対象に、授業料の一部を助成する。
4	(3)	旧190 給付型奨学金(高等学校等)	教育庁 総務局	家庭の経済状況が教育の格差につながることはないよう、保護者等の収入の状況に応じて、都内の高等学校(中等教育学校後期課程を含む。)や特別支援学校(高等部)の生徒や都立産業技術高等専門学校1~3年生に対し、選択的学習活動に係る経費の支援等を行う。
4	(3)	旧191 高校生等奨学給付金による授業料以外の負担軽減	教育庁 生活文化スポーツ局 総務局	高等学校等に通う生徒の保護者のうち、生活保護受給世帯又は都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合計が非課税の世帯に対し、授業料以外の教育に必要な教科書費、教材費、学用品費の経費を軽減するため奨学給付金を支給する。
4	(3)	旧192 就学奨励事業(特別支援学校)	教育庁	都内特別支援学校等に在学する幼児・児童・生徒の就学のために必要な経費の一部を、保護者等の経済的負担能力の程度に応じて支給し、経済的負担軽減を図る。
4	(3)	旧193 育英資金事業費補助	生活文化スポーツ局	高等学校等に在学する都民で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に対し、育英資金奨学金を無利子で貸し付ける。
4	(3)	旧194 地域未来塾(スタディ・アシスト+)	教育庁	経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていない中学生等に対して、地域と学校の連携・協働による学習支援を実施する。また、中学3年生を対象とした進学支援を行う。
4	(3)	旧195 母子・父子自立支援員による相談・支援	福祉保健局	ひとり親家庭及び寡婦に対し、相談に応じ、自立に必要な情報提供及び指導を行う。また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。
4	(3)	旧207 生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉保健局	生活保護受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者だけでなく、児童扶養手当受給者、生活保護の相談段階の者等(以下「生活保護受給者等」という。)を対象として、公共職業安定所(以下「ハローワーク」という。)本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体等への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進すること、さらには、住居や生活支援の確保に困難を抱え、生活困窮状態に陥る可能性のある求職者に対して、住居・生活支援に関する相談、住居・生活支援施策に関する制度説明等、住居・生活支援から就労支援までの一貫した支援を行うことにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進する。
4	(3)	旧208 生活困窮者自立支援制度	福祉保健局	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図る。 (1)必須事業 ・自立相談支援事業 ・住居確保給付金の支給 (2)任意事業 ・就労準備支援事業 ・一時生活支援事業 ・家計改善支援事業 ・子供の学習・生活支援事業(再掲:NO.158「生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習支援」)
4	(3)	旧209 東京しごとセンター事業	産業労働局	東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援する。また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を実施する。
4	(3)	旧210 若年者の雇用就業支援事業	産業労働局	東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、若者と企業のマッチング支援、職業意識の形成、個々の状況に応じた相談やカウンセリング、能力開発等により若年者就業のためのワンストップサービスを展開する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
4	(3)	旧211 若年者の雇用就業支援事業「高校生向け就業意識啓発講座」	産業労働局	都立高校を対象に、自分にあった就職先を選択できるように意識啓発をする講座を実施する。
4	(3)	旧212 若者正社員チャレンジ事業	産業労働局	正社員としての実務経験や心構えが十分でない若年者を対象に、セミナーと企業内実習を組み合わせたプログラムを提供し、実践的な能力の付与や就業現場での実習による就業意識の醸成により、正社員での就職を促進する。
4	(3)	旧213 正規雇用等転換安定化支援事業	産業労働局	計画的な育成計画の策定や退職金制度など、正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、質の良い転換を促進する。 さらに、結婚・育児を支援する制度を整備した企業には、助成金を上乗せして支給する。
(4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化				
4	(4)	旧224 未就園児等全戸訪問事業	福祉保健局	未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化する。
4	(4)	新規 サポートコンシェルジュ事業	福祉保健局	乳幼児健診未受診者や未就園児等への訪問や子供食堂の実施等により把握した、継続的な見守りが必要な児童のいる家庭について、関係機関等との連携により虐待リスクが表面化する前に適切に支援する。
4	(4)	旧225 児童相談所の体制と取組の強化	福祉保健局	児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、サテライトの設置など区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、トレーニングセンターでの研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保、練馬児童相談所の新設や多摩地域の児童相談所管轄区域の見直し等により、一層の体制強化を図る。また、AIを活用した音声マイニングシステムを導入し、電話対応の効率化・職員育成を図る。
4	(4)	旧226 医療機関における虐待対応力の強化	福祉保健局	児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行う。
4	(4)	旧227 医療機関の病床確保による一時保護機能強化事業	福祉保健局	児童を一時保護する際、事前に医療等の情報がない児童のアセスメントや、病状が不安定な児童の服薬管理等を医療機関で実施できるよう、一時保護委託できる病床を確保します。
4	(4)	旧228 児童相談所における外部評価	福祉保健局	一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所の施設運営の質の向上を図るため、外部機関からの定期的な評価を受審する。また、児童相談所の相談部門における業務について、より適正な運営の実現を図るため、外部評価機関による評価を実施する。
4	(4)	旧229 一時保護所における第三者委員の活動	福祉保健局	一時保護所入所児童からの相談に対して適切な対応を図り、児童の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図るため、第三者委員の仕組みを導入します。
4	(4)	新規 児童相談所業務における民間事業者の活用	福祉保健局	深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図る。
(5) 社会的養護体制の充実				
4	(5)	旧230 家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム)の推進	福祉保健局	○令和11年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が37.4%となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していく。 ○民間フォスターリング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築する。 ○養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実する。また、乳児期からの委託を促進する。 ○養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)を着実に実施する。
4	(5)	旧206 乳児院の家庭養育推進事業	福祉保健局	乳児院に対して、通常の乳児院の職員配置に加え、治療的・専門的ケアが必要な児童及び保護者に対する手厚い支援ができる体制等を整備する。
4	(5)	旧231 育児指導機能強化事業	福祉保健局	乳児院等に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその家族及び地域で子育て中の家庭等からの子育てに関する相談に応じる等により、子育てに関する不安を解消するなどの育児指導機能の充実を図る。
4	(5)	旧232 医療機関等連携強化事業	福祉保健局	乳児院等における医療機関との連携強化を図り、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入を促進する。
4	(5)	旧233 新生児委託推進事業	福祉保健局	家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、乳児院を活用して、養子縁組里親の養育力向上のための研修や、新生児と養子縁組里親の交流支援等を行うことにより、新生児委託を推進する。
4	(5)	旧234 児童福祉施設の整備	福祉保健局	児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進める。
4	(5)	旧205 専門機能強化型児童養護施設	福祉保健局	虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大する。
4	(5)	旧235 家庭的養育(グループホーム)の設置促進	福祉保健局	○児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養育を行うグループホームについて、引き続き設置を進める。 ○4か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援する。
4	(5)	旧236 連携型専門ケア機能モデル事業	福祉保健局	都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行する。
4	(5)	旧237 児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成	福祉保健局	○児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図る。 ○児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図る。 ○児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材の育成を図る。
4	(5)	旧238 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	福祉保健局	児童養護施設等に勤務する職員の宿舍を借り上げるための費用の一部を支援する。
4	(5)	旧239 児童養護施設等体制強化事業	福祉保健局	児童指導員や養育者等の直接処遇職員の業務負担の軽減等に取り組んでいる施設に対し、補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。
4	(5)	旧240 施設と地域との関係強化事業	福祉保健局	シニア世代・シニア予備群を児童養護施設等における様々な家事・養育等を担う人材として活用するための費用の一部を支援する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
4	(5)	新規	児童養護施設等のBCP策定支援事業	大規模災害や感染症が発生した場合等における児童養護施設等利用者の安全を確保するため、児童養護施設等に専門的な支援を行い、BCP(事業継続計画)策定の推進とその実効性を確保する。
4	(5)	旧241	東京都児童自立サポート事業	児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進する。
4	(5)	旧242	フレンドホーム事業	児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子どもの健やかな育成を図る。
4	(5)	旧200	養護児童に対する自立支援機能の強化	○児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員(自立支援コーディネーター)を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う(自立支援強化事業)。 ○児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実や、自立支援コーディネーターによる進学支援の充実を図る(児童養護施設における学習・進学支援等)。 ○児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置する(ジョブ・トレーニング事業)。 ○施設退所者が社会に出た後、就職等の相談をしたり、同じ悩みを抱える者同士が集まる場(ふらっとホーム)を提供する。 ○施設退所者等に対して、ソーシャル・スキル・トレーニングや就職活動支援等を行い、退所後の自立支援を図る。 ○措置延長を行った20歳到達後から22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者を対象に、児童養護施設等において居住の場を提供し、食事の提供など日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立生活への不安や悩み等の相談に応じるとともに、生活費を支給する(社会的養護自立支援事業における居住費支援・生活費支援) ○児童養護施設等に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員(自立支援担当職員)を配置し、自立支援体制の構築・推進を行う。 ○児童養護施設及び法人型ファミリーホームの退所者が居住する住居を法人等が借り上げる際にかかる費用の一部を補助することで、退所後のアフターケアの充実を図る。 ○社会的養護施設等の退所者(ケアリーバー)等の退所後における居住費の支援や施設職員等によるきめ細かなアフターケアを実施し、生活の安定を支援する。
4	(5)	旧201	自立生活スタート支援事業	児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行う。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除される。
4	(5)	旧202	養育家庭等自立援助補助事業	養育家庭等を満年齢解除となった児童への自立支援の充実を図るため、元里子からの生活相談対応などの自立に向けた援助に取り組む養育家庭等を支援する。
4	(5)	旧203	児童養護施設退所者等の就業支援事業	児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するために適切な就業環境の確保が必要な支援を行い、職場開拓、面接等のアドバイス、事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ等を職業紹介等を行う企業、NPO等に委託して行う。
4	(5)	旧204	自立援助促進事業	児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進する。
4	(5)	旧223	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度	児童養護施設等入所中又は里親等へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対して、自立支援資金を貸付けることにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
4	(5)	新規	フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)事業	社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託中における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施することを目的とする。
4	(5)	新規	里親養育専門相談事業(里親子のサポートネット)	チーム養育の中で調整できなかった事案について、専門相談員が第三者の立場から、子供や里親、児童相談所の意見を聴き、調整する仕組みを児童福祉審議会のもとに設置することにより、子供の利益を守るとともに権利擁護を図る。
4	(5)	旧243	被措置児童等虐待の防止・対応強化	「3つの電話相談窓口(東京都、児童相談所、児童福祉審議会)」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応する。
4	(5)	新規	被措置児童に対する子供の権利の啓発	施設等に措置されている幼児や障害児に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を図る。
4	(5)	新規	子供アドボケート検討委員会の運営	子供アドボケート検討委員会(仮)を設置し、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みを検討・構築する。
(6)ひとり親家庭の自立支援の推進				
4	(6)	旧198	ひとり親家庭向けポータルサイトの運用	国、都、区市町村や民間機関等の様々な機関が実施しているひとり親家庭への支援施策等について、横断的に検索できるポータルサイトを運用する。
4	(6)	旧214	東京都ひとり親家庭支援センター事業(母子家庭等就業・自立支援センター事業)	○相談体制の整備 ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・面会交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施する。 ○就業支援 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業(就業相談、就業促進活動、キャリアアップ支援、相談支援員研修会)、就業支援講習会、就業情報提供事業を行う。 ・親への支援とあわせて、子供本人へのキャリアカウンセリングや求人情報の提供などを行う。
4	(6)	旧244	ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、SNS等を活用した対面相談以外のひとり親がより相談しやすい体制強化を実施する区市町村に対し子供家庭支援区市町村包括補助事業により補助を実施する。
4	(6)	旧245	母子・父子自立支援員の資質の向上(母子・父子自立支援員研修)	身近な地域において、ひとり親家庭からの相談に的確に対応していくため、母子・父子自立支援員の研修の内容を充実し、カウンセリングの精神や技法、サービスのコーディネートなど総合的な支援力の向上を図る。
4	(6)	旧197	ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決や子供の生活・学習支援を図るなど、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
	4 (6)	旧246 配偶者暴力被害者の自立生活再建のための総合的な支援	生活文化スポーツ局	配偶者暴力被害者の自立生活再建のため、以下のとおり総合的な支援を実施する。 ○配偶者暴力相談支援センターにおける電話相談、面接相談(精神科医による相談・法律相談) ○配偶者暴力被害者が自立した生活を築くための講座 ○子供の心のダメージの早期回復を図るための子供広場事業 ○各関係機関が統一した支援を行うための「配偶者暴力被害者支援基本プログラム」の配布 ○被害者支援民間団体への活動支援(人材育成、施設機能の強化等) ○民間で被害者支援を行う人材に対する研修等の実施 ○区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能整備に対する支援 等
	4 (6)	旧247 在宅就業推進事業	福祉保健局	在宅就業を希望するひとり親に対し、一定の期間、業務の調達・分配、納入した業務の検収を行うとともに、在宅就業コーディネーターがサポートを行う。
	4 (6)	旧219 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局	ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講した場合に各種給付金を支給するとともに、全区市町村での実施を推進する。
	4 (6)	旧215 母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	福祉保健局	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組む。
	4 (6)	旧216 母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	福祉保健局	母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組む。
	4 (6)	旧217 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	福祉保健局	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にするるとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図る。
	4 (6)	旧218 母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援する。
	4 (6)	旧248 ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業	福祉保健局	福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。
	4 (6)	旧196 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	福祉保健局	ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援する。
	4 (6)	新規 ひとり親家庭就業推進事業	福祉保健局	ひとり親の希望や適性に応じて、就業相談、スキルアップ訓練、職業紹介、マッチング支援、アフターフォローに至るまで一貫して実施することで、ひとり親家庭等の自立を支援する。
	4 (6)	旧249 都営住宅の優先入居	住宅政策本部	ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の選定倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設特別割当等により、住宅を提供する。
	4 (6)	旧250 公社住宅への入居機会確保	住宅政策本部	ひとり親家庭を対象に公社住宅への入居機会の確保のため、月収基準に満たない場合でも児童育成手当等を合算する「収入審査の緩和」や、一定期間、家賃を割引する「こどもすくすく割」を実施する。
	4 (6)	新規 ひとり親向けオンライン訓練・就活支援事業	産業労働局	PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、資格の取得、スキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援する。
	4 (6)	新規 女性しごと応援キャラバン	産業労働局	都内各区市町村において、キャラバン型のセミナー及び就職相談を実施するとともに、セミナー等受講後、ひとり親の方などきめ細やかな支援を望む女性を想定し、飯田橋及び多摩においてキャリアカウンセリング機能を強化する。
	4 (6)	旧252 母子生活支援施設等の支援力の向上	福祉保健局	母子生活支援施設における支援の核となる基幹的職員を育成する。また、母子生活支援施設や婦人保護施設の職員の研修参加や施設間研修を支援し、対応力を強化する。
	4 (6)	旧253 施設に入所する子供の自立支援の充実	福祉保健局	養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図る。
	4 (6)	旧254 母子生活支援施設等の施設整備	福祉保健局	老朽化した母子生活支援施設・婦人保護施設について、利用者の安全の確保と居住環境の改善を図るため、需要動向も踏まえ、施設の整備を計画的に進める。
	4 (6)	旧255 母子緊急一時保護事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業>	福祉保健局	緊急に保護の必要な母子家庭等を一時保護し、その安全・安心を確保するため、緊急一時保護事業を実施する。
	4 (6)	旧199 児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付	福祉保健局	○ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援する。 ○ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援する。事業開始、事業継続、修学(母子・父子福祉資金による高校・大学等への修学資金貸付)、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、就学支度、結婚の12種類
	4 (6)	旧221 ひとり親家庭等医療費助成	福祉保健局	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援する。
	4 (6)	旧222 養育費確保支援事業	福祉保健局	ひとり親家庭の養育費の安定した取得に向け、養育費確保に係る事業を実施する区市町村については、都が直接事業を実施する。
	4 (6)	旧220 女性福祉資金の貸付	福祉保健局	配偶者のいない女性に対し、女性福祉資金の貸付を実施し、経済的に支援する。事業開始、事業継続、技能習得、医療介護、生活、就職支度、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度の11種類。
	4 (6)	旧256 若年被害女性等支援事業	福祉保健局	様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチから居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施する。
(7) 障害児施策の充実				
	4 (7)	旧257 短期入所事業の充実	福祉保健局	保護者等の事情により一時的に介護を行うことが困難になった場合など必要ときに、障害児(者)が短期間、施設に入所して必要な支援を受ける。
	4 (7)	旧258 児童発達支援	福祉保健局	未就学の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
	4 (7)	旧259 放課後等デイサービス	福祉保健局	就学中の障害のある児童を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
	4 (7)	旧260 児童発達支援センターの設置促進	福祉保健局	地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援センターの設置促進を図る。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要	
4	(7)	旧261	児童発達支援センター地域支援体制確保事業	福祉保健局	児童発達支援センターが行う地域支援・地域連携の体制確保に係る取組を支援する。
4	(7)	旧262	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	福祉保健局	保育所等を利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児に対し、その安定した利用を促進するため、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う。
4	(7)	旧263	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉保健局	未就学の重症心身障害児を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。
4	(7)	旧264	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉保健局	就学中の重症心身障害児を通所させて、授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う。
4	(7)	新規	都型放課後等デイサービス事業	福祉保健局	都で定める基準を満たす事業者に対し、運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質の向上を図る。
4	(7)	新規	障害児の放課後等支援事業	福祉保健局	医療的ケア児及び重症心身障害児に対する放課後等支援の充実を図るため、サービス提供時間の延長や専門職の配置、送迎支援等に取り組む区市町村の支援を行う。
4	(7)	新規	聴覚障害児のための体制整備事業	福祉保健局	都内の聴覚障害児が、早期に適切な支援を受けられるようにするため、関係機関等との連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を整備する。
4	(7)	新規	児童発達支援事業所等利用支援事業	福祉保健局	第2子以降の児童発達支援事業所等自己負担を無償化する。
4	(7)	旧265	障害児支援に係る職員の養成・確保	福祉保健局	○相談支援従事者研修 必要なサービスの総合的かつ計画的な利用支援等のため、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員の養成及び資質の向上を図る。 ○サービス管理責任者等研修 個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を行う。 ○強度行動障害支援者養成研修 強度行動障害を有する者(児)に対し、適切な支援を行う職員や、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成のための研修を行う。 ○介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業 在宅や障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成する。
4	(7)	旧266	発達障害児等への支援の充実	福祉保健局	○発達障害者支援体制整備推進事業 発達障害児(者)のライフステージに応じた支援体制を充実し、支援機関に従事する専門的人材の育成等を行うことにより、発達障害者支援体制の整備を推進し、発達障害児(者)の福祉の増進を図る。 ○発達障害者支援センターの運営 発達障害児(者)及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児(者)及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児(者)に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進する。 ○ペアレントメンター養成・派遣事業 子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して、発達障害児(者)の子育て経験を活かして相談・助言を行うペアレントメンターを養成するとともに、ペアレントメンター・コーディネーターを配置し、家族への適切な支援に結び付けることで、家族支援体制の整備を図る。 在宅心身障害児(者)の地域生活を支援するため、以下の事業を行う。
4	(7)	旧267	障害児等療育支援事業	福祉保健局	① 在宅支援訪問療育等指導事業 相談・指導班を編成して、必要とする地域又は希望する家庭を定期的若しくは随時訪問して、在宅心身障害児(者)に対する各種相談・指導を行う。 ② 在宅支援外来療育等指導事業 外来の方法により、地域の心身障害児(者)に対し、各種相談・指導を行う。 ③ 施設支援一般指導事業 障害児通所支援事業所及び障害児保育を行う保育所等の職員に、療育技術の指導を行う。
4	(7)	旧268	重症心身障害児等在宅療育支援事業	福祉保健局	NICU等の高度な医療施設に入院している重症心身障害児及び医療的ケア児が、在宅生活に円滑に移行できるよう訪問看護等の早期療育支援を行うとともに、安定した在宅生活を継続できるよう地域の訪問看護人材の育成及び関係機関の連携を図り、もって重症心身障害児及び医療的ケア児の在宅療育体制の整備の推進を図る。 ①重症心身障害児等在宅療育支援センターの設置 ②訪問看護及び訪問健康診査 ③在宅療育相談 ④訪問看護師等育成研修 ⑤在宅療育支援地域連携会議の開催
4	(7)	旧269	在宅レスパイト・就労等支援事業	福祉保健局	重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族の休養(レスパイト)や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する。
4	(7)	旧270	障害者(児)ショートステイ事業(受入促進員配置)	福祉保健局	病床確保事業を実施する短期入所事業所に対して、受入促進員である看護師等の経費を支援することで、重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。
4	(7)	新規	障害者(児)ショートステイ事業(病床確保)	福祉保健局	短期入所事業所において、病床確保することで、特に医療ニーズの高い重症心身障害児(者)に加え、医療的ケア児(者)の受入れの促進を図る。
4	(7)	新規	障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援)	福祉保健局	新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催する等の開設支援を行う。
4	(7)	新規	障害者(児)ショートステイ事業(医療機器等整備費補助)	福祉保健局	新たに医療型短期入所事業に参画する等、より多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより、医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進する。
4	(7)	旧271	重症心身障害児通所委託(受入促進員配置)	福祉保健局	都が指定する重症心身障害児(者)通所事業所において、高い看護技術を持った看護師を受入促進員として配置し、特に医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児(者)の積極的な受入れの促進を図る。
4	(7)	旧272	重症心身障害児(者)通所運営費補助事業	福祉保健局	在宅の重症心身障害児(者)に日中活動の場を提供し、通所施設における適切な療育環境の確保を図る。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要	
4	(7)	旧273	医療的ケア児に対する支援のための体制整備	福祉保健局	医療的ケア児の支援に携わる関係機関相互の意見交換等を行う協議会の運営に加え、医療的ケア児コーディネーターの養成及び障害児通所支援施設において医療的ケア児に対応できる看護職員を育成するための研修を行い、在宅の医療的ケア児に対する支援体制を整備する。
4	(7)	旧275	重症心身障害児施設における看護師確保対策事業	福祉保健局	重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修や資格取得の機会を提供するとともに、職場勤務環境改善及び看護師募集対策の充実を図ることで、看護師の確保・定着に努め、重症心身障害児(者)への支援の充実を図る。
4	(7)	新規	医療的ケア児支援センター事業	福祉保健局	医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成する。
4	(7)	新規	医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業	福祉保健局	訪問看護ステーション向けに人材育成研修を実施し、医療的ケア児の受入経費を補助することで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの受入拡充を図る。
4	(7)	新規	医療的ケア児コーディネーター支援体制整備促進事業	福祉保健局	民間の事業所に配置されている医療的ケア児コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児の支援体制の整備を促進する。
4	(7)	新規	医療的ケア児ペアレントメンター事業	福祉保健局	医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援する。
4	(7)	新規	医療的ケア児日中預かり支援事業	福祉保健局	医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備する。
4	(7)	旧276	肢体不自由特別支援学校における指導体制の充実	教育庁	都立肢体不自由特別支援学校において、医療的ケアが必要な児童・生徒が増加しているため、常勤看護師に加え、18年度から非常勤看護師を配置している。また、23年度から非常勤職員(学校介護職員)の配置を進めており、28年度までに全校への配置が完了した。これにより、教員の業務を見直し、役割を明確にするとともに、教員と学校介護職員等の専門家とのチームアプローチによる都独自の指導体制を整備している。
4	(7)	旧277	医療的ケアが必要な児童・生徒の学習機会の拡充 ＜専用通学車両の運行＞	教育庁	肢体不自由特別支援学校において、医療的ケア児の学習の機会を拡充するため、専用の通学車両を運行する。
4	(7)	旧278	特別支援学校における障害の特性に応じた指導内容・方法の普及・啓発	教育庁	知的障害特別支援学校における自閉症教育の充実を図る。
4	(7)	旧279	特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の普及・啓発	教育庁	知的障害が中・重度の生徒の職業能力の開発・伸長に向けた教育内容の充実を図るとともに、保護者対象のセミナーを実施してキャリア教育に関する理解・啓発を図る。
4	(7)	旧280	知的障害特別支援学校における職業教育の充実	教育庁	知的障害が軽い生徒を対象として、職業的自立に向けた専門的な教育を行う高等部就業技術科において、今後、更なる教育の充実を図る。 知的障害が軽度から中度の生徒を対象に、生徒の就労実現に向けた基礎的な職業教育を行う、高等部職能開発科の設置を拡充していく。
4	(7)	旧281	民間活力との連携による就労支援	教育庁	特別支援学校高等部生徒の企業就労を促進するため、現場実習先や就職先の開拓に関する情報収集を委託し、その情報の活用を図る。
4	(7)	旧282	特別支援学校のセンター的機能の発揮	教育庁	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒、保護者並びに保育所、幼稚園、小・中学校及び高等学校に適切に支援するため、特別支援学校は、各地域における特別支援教育のセンターとしての機能を発揮して、相談や情報提供等を実施する。
4	(7)	旧283	公立学校における発達障害教育の推進	教育庁	東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、都内全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入が完了した(小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度全校導入完了)。小・中学校における特別支援教室の更なる充実のため、巡回心理士の派遣、都職員による巡回指導、通常学級における生徒のサポートを行う支援員配置に係る予算補助などの支援を引き続き実施していく。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導・支援を行う「コミュニケーションアシスト講座」を実施している。学校内で実施する通級による指導については、平成30年度から令和2年度までのパイロット校での実践と検証結果を踏まえ、令和3年度から、外部人材を活用した都独自の仕組みを導入している。
4	(7)	旧284	小・中学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	主に読み書きに障害のある生徒の指導法の研究・開発を行う。
4	(7)	旧285	高等学校における特別支援教育の普及・啓発	教育庁	都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行う。
4	(7)	旧286	特別支援教育における一貫した指導・支援の普及・啓発	教育庁	公立小・中・高等学校・特別支援学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の支援のため、「学校生活支援シート(個別的教育支援計画)」の作成と活用に関する普及・啓発を行う。
4	(7)	旧287	特別支援教育の理解・啓発	教育庁	副籍制度の更なる充実を図るため、特別支援学校や小・中学校の教職員、在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解・啓発を積極的に進める。
4	(7)	旧288	都立特別支援学校における障害者スポーツの推進	教育庁	都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の指導内容・方法の研究・開発及び、小・中学校との交流における障害者スポーツの効果や具体的方策の普及・啓発を行う。
4	(7)	旧289	特別支援教育を行う私立学校への助成	生活文化スポーツ局	私立特別支援学校等における特別支援教育の振興・発展及び保護者の負担軽減を図るため、その経費の一部を補助する。
(8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援					
4	(8)	旧290	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	福祉保健局	慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。
4	(8)	旧291	移行期医療支援体制整備事業	福祉保健局	小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、小児期及び成人期をそれぞれ担当する医療従事者間の連携など支援体制の整備や、自身の疾病等の理解を深めるなどの自律(自立)支援の実施により、移行期医療支援体制の整備を目的とする。
(9) 外国につながる子供等への支援について					
4	(9)	新規	多文化キッズサロン設置支援	子供政策連携室	「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備え、子供目線の地域の居場所として、多文化キッズサロンを設置する区市町村に対し、その経費の一部を補助する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
4	(9)	新規	日本語を母語としない子どもへの支援	区市町村が、日本語を母語としない子ども等とその保護者の様々な困りごと(学校や生活全般の悩み等)に寄り添う「多文化キッズコーディネーター」を配置する取組に対して補助を行う。また、東京都つながり創生財団は、専門家で構成されるスーパーバイザーチームと連携して、各地域の「多文化キッズコーディネーター」をサポートする。
目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備				
(1) 家庭生活と仕事との両立の実現				
5	(1)	旧292	家庭と仕事の両立支援推進事業	育児・介護等について、法定以上の休暇制度などの整備状況に応じて、利用実績を確認のうえ、両立支援推進企業マークを付与するとともに、介護と仕事の両立に関する普及啓発や情報提供を行うことにより両立支援の充実を図る。 また、育児と仕事の両立を図る従業員に対してスキルアップ支援やライフイベントを支援する企業の取組事例等を発信するとともに、働くヤングケアラーの状況や企業の対応等について普及啓発を行い、企業における両立支援の取組を推進していく。
5	(1)	旧294	働きやすい職場環境づくり推進事業	育児・介護や病気治療と仕事の両立や、非正規雇用労働者の処遇改善など働きやすい職場環境づくりに取り組む中小企業等を支援するため、研修会、奨励金の支給、専門家派遣を行う。
5	(1)	旧296	働く人のチャイルドプランサポート事業	不妊治療・不育症治療と仕事の両立を支援するために、企業担当者へ必要な知識を付与する研修を実施するとともに、相談体制や休暇制度などを整備した企業への支援を実施する。
5	(1)	旧297	子育て・介護支援融資	中小企業従業員の生活の安定に資するため、子育て費用(教育費・医療費・保育サービス費など)や介護費用(医療費・介護サービス費など)及び育児・介護休業期間中の生活資金を低利で融資する。
5	(1)	旧298	女性再就職支援事業	〇東京しごとセンター(飯田橋)内に「女性しごと応援テラス」を設置し、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、専任の就職支援アドバイザーによるキャリアカウンセリングや求人情報の提供、職業紹介などにより就職まで一貫したきめ細かい総合的な再就職支援を実施する。 〇ビジネススキルの習得や職場体験等のメニューを組み合わせた支援プログラム「女性再就職サポートプログラム」を実施するほか、家庭の事情等により自宅で働くことを希望する女性向けの「在宅ワークセミナー」、就活と保活に関する情報を提供する「子育て女性向けセミナー」を実施する。
5	(1)	旧300	女性向け委託訓練	結婚、出産、育児等により退職したが、その後再び就職を希望する女性に対し、通学及びeラーニングによる職業訓練を実施し、再就職を支援する。
5	(1)	旧301	保育支援つき施設内訓練	職業能力開発センター等に入校する育児中の人に対し、民間の保育施設を活用して、訓練期間中の保育サービスを提供することにより、育児等による離職からの再就職を支援する。
5	(1)	旧302	働くパパママ育業応援事業	女性従業員に、希望する期間(合計1年以上)の育業をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る育業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、定額助成する。また、育業しやすい職場環境を整備する取組を行うとともに、男性従業員に合計15日以上育業をさせ、原職等に職場復帰させた場合に、育業期間に応じて助成する。
5	(1)	新規	育業によるパワーアップ応援事業	女性従業員に、合計6か月以上1年未満の育業(産後休業含む)をさせ、原職等に職場復帰させるとともに、夫婦双方の育業計画書(パートナーは合計30日以上)を作成した企業に対して、定額助成を行う。また、計画書策定にあたり、企業に対する専門家派遣も行う。
5	(1)	新規	男性育業もつと応援事業	複数の男性育業を奨励するため、継続的に育業しやすい法定上の環境整備を複数実施するとともに、男性従業員に合計30日以上育業をさせ、原職等に職場復帰させた場合に、育業期間に応じて定額助成する。
5	(1)	旧303	ライフ・ワーク・バランス推進事業	Webサイト「TEAM家事・育児」や「TOKYOライフ・ワーク・バランス」を通じ、男性の家事・育児参画など、ライフ・ワーク・バランスに関する情報を総合的に分かりやすく紹介する。また、若者がキャリアデザインを知るサイト「WILLキャリアッジ」を活用し、将来、社会を担う若者に向けた普及啓発を行う。
5	(1)	旧293	ライフ・ワーク・バランス推進事業	生活と仕事を両立しながら、いきいきと働き続けられる職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を、有識者(学識経験者、労使団体等)からなる審査会で審査し、都が「東京ライフワークバランス認定企業」として認定する。併せて、働き方改革やテレワークといった、ライフ・ワーク・バランスの推進に資する様々なテーマごとにエリアを設けた総合展を開催する。
5	(1)	旧304	東京ウィメンズプラザ普及啓発事業	各種研修や講座を通じてライフ・ワーク・バランス推進の積極的な取組を促すほか、男性の家事・育児参画を促すセミナーの開催、子供が生まれる前の夫婦に向けた啓発冊子の配布等により、ライフ・ワーク・バランスを推進する。
5	(1)	旧305	女性も男性も輝くTOKYO会議	男女平等参画施策を総合的に推進するため、行政のみならず、産業・医療・教育・地域など幅広い分野の32団体の代表者や学識経験者が参加し、都の施策や各団体の取組に関する情報共有や意見交換を行う。
5	(1)	旧307	普及啓発セミナーの実施	企業の雇用環境整備を促進するため、男女労働者や事業主、都民を対象に、雇用機会均等法や育児介護休業法等の労働法、労働問題に関する基礎知識の普及を図る。また、事業主や人事労務担当者等を対象とし、企業における女性の能力活用や仕事と家庭の両立支援策についてのセミナーを実施する。
5	(1)	旧308	普及啓発資料の発行	労働問題についての正しい理解を促進するため、男女雇用平等や両立支援、パートタイム労働等に関する普及啓発資料を発行する。
5	(1)	旧309	男女雇用平等参画状況調査	雇用環境の整備に当たっての課題を把握するため、企業における男女雇用平等の進展状況等の調査を実施する。調査結果に基づき、男女雇用平等について啓発を行う。
5	(1)	新規	子育てしやすい社会に向けた「育業」の推進	育児休業の愛称「育業」の理念を広く普及させ、多様な主体による取組を後押しすることで、男女問わず望む人誰もが「育業」ができる社会の気運を醸成するとともに、「育業」の推進を契機として、夫婦で協力して育児ができ、親子時間を大切にしたい多様な働き方を推進する。
5	(1)	新規	男性の家事・育児参画に向けた多様な主体と連携した意識改革	プロスポーツチーム等多様な主体と連携し、幅広い世代の都民に対し広く情報を発信することで、男女平等参画に向けた意識改革を働きかける。
5	(1)	新規	父親向け子育てデジタルブックの作成	男性の育業を推進し、家事育児への参加を促進するため、新たに父親向け子育てデジタルブックを作成することで、育児と仕事の両立について普及啓発を図る。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要	
5	(1)	新規	男性育業促進に向けた普及啓発事業	産業労働局	男性の育業を促進するため、男性の育児休業取得率平均50%以上を達成し、今後も継続して男性育業を推進する企業等に取得率に応じた登録マークを付与するとともに、男性育業の促進に積極的に取り組む企業の発信やセミナー等を行う。また、男性育業促進に関する講演会やパネルディスカッション等を行う男性育業フォーラムを開催する。
5	(1)	新規	女性向けデジタル・ビジネススキル習得訓練事業	産業労働局	出産や育児等のため退職するなどした女性に対し、オフィスソフトの基礎的操作のほか、オンライン会議やローコード開発等のデジタルスキル等を付与する訓練を実施する。身近なエリアにある通いやすい訓練会場において無料の託児サービスを提供するなど、育児・家事等をしながらでも参加しやすい環境を提供し、再就職を支援する
5	(1)	新規	エンゲージメント向上に向けた職場環境づくり推進事業	産業労働局	専門家の派遣を受けて、従業員のエンゲージメント向上に取り組む企業に対して奨励金を支給する。奨励金対象事業に、結婚から子育てまでのライフステージを支援する取組を追加する。
5	(1)	新規	ライフイベントと仕事の両立へのスキルアップ推進事業	産業労働局	育児等と仕事の両立を図る従業員のスキルアップ支援制度等の整備に取り組む中小企業等に対して、奨励金の支給や、専門家を派遣する。
5	(1)	新規	女性向けキャリアチェンジ支援事業	産業労働局	非正規雇用で働く女性等のキャリアチェンジを支援するため、eラーニングによる能力開発及び就職支援を一体的に実施する。
5	(1)	新規	育業中スキルアップ支援事業	産業労働局	育業を後押しするため、育業中のスキルアップを希望する従業員を支援する企業に対し、受講料等の一部を助成する。
(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進					
5	(2)	旧310	子供の安全確保に向けた対策の推進	生活文化スポーツ局	活動事例紹介による防犯ボランティア団体等の活性化、子供自らが危険を避けることができる能力の向上、家庭での防犯教育の促進、子供・保護者の防犯意識向上や地域ぐるみでの子供を守る社会気運醸成に向けた親子で訪れる機会が多い商業施設等の事業者と連携等、地域や家庭で子供を守る取組を促進する。
5	(2)	旧311	セーフティ教室の実施・充実	教育庁	学校と家庭や地域社会、関係諸機関と連携を強化して、児童・生徒を犯罪から守るとともに非行防止を図って健全育成を推進するため、都内全公立学校でセーフティ教室を実施する。
5	(2)	旧312	防犯教室の実施	警視庁	子供自身が防犯意識を持ち、いざという時に自分自身で身を守ることができるようにするため、警察や学校等の関係機関が連携を図り、子供や保護者を対象とした参加・体験・実践型の防犯教室を実施する。
5	(2)	旧313	電子メールなどを活用した情報の発信	警視庁	子供に対する声掛け事案等の発生状況や防犯対策を電子メールや防犯アプリ「デジボリス」で発信し、都民の自主防犯意識の向上と自主防犯行動の促進を図る。
5	(2)	旧314	「子ども110番の家」活動の支援	警視庁	子供を犯罪から守り安全を確保するために、「子ども110番の家」(住宅・店舗、車両)活動を支援する。 ○活動マニュアルの作成、配布
5	(2)	旧315	ながら見守り連携事業	生活文化スポーツ局	犯罪や事故の被害に遭いやすい子供や高齢者等への対策を強化するため、都が地域を巡回する各事業者と包括協定を締結し、事業者と共同で子供等を見守るネットワークの構築を推進する。
5	(2)	旧316	在住外国人等の子供の安全確保に向けた対策の推進	生活文化スポーツ局	都内の在住外国人は、増加傾向にあり、在住外国人や外国にルーツを持つ者の子供も将来的に増えていくことが予想される。 そこで、在住外国人等の子供等を対象に見守り活動の実施や、犯罪・トラブルに巻き込まれないための安全に関する啓発等、安全・安心に関する取組を実施する。
5	(2)	新規	子供の安全確保に向けた防犯設備区市町村補助事業	生活文化スポーツ局	区市町村・教育委員会・警察署で構成する協議体が、子供の放課後活動時間帯における安全確保のため必要と認める場所へ設置する防犯カメラの整備に関し、その経費の一部を補助し、子供の安全確保を図る。
5	(2)	旧318	青少年の健全な育成に関する条例の運用	生活文化スポーツ局	青少年の健全な育成を図るため、以下のことに取り組む。 ○優良映画の推奨・不健全図書類の指定(図書、DVD等) ○立入調査(書店、コンビニ等図書類販売店、深夜立入制限施設、雑誌等自動販売機等) ○有害広告物の行政指導 ○青少年健全育成功労者等表彰及び青少年健全育成協力者等感謝状贈呈 ○インターネットの有害情報への対応(青少年がインターネットを適正に利用できる環境の整備、フィルタリングの開発、告知、利用の勧奨の努力義務等(平成17年3月改正)) ○青少年の性に対する関わり方(青少年に慎重な行動を促す環境の整備) ○青少年に対する保護者の養育の在り方(青少年を健全に育成するための保護者の責務を明らかにする) ○インターネット利用環境の整備(フィルタリングの実効性の向上、フィルタリングを解除する場合の手続きの厳格化等(平成22年12月改正)) ○児童ポルノの根絶等に向けた都の責務(平成22年12月改正) ○青少年に係る児童ポルノ等の提供を当該青少年に対し不当に求める行為の禁止(平成29年12月改正) ○インターネット利用環境の整備(フィルタリング有効化措置に関する手続規定整備(平成29年12月改正))

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
5	(2)	旧319 インターネットの利用環境の整備	生活文化スポーツ局	インターネットやスマートフォン等の利用に伴うトラブルから身を守るため、青少年やその保護者等を対象に、ネット上のトラブルや危険性、その防止策等についての講座を開催する。
5	(2)	旧320 ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営	生活文化スポーツ局	青少年やその保護者等を対象とした、インターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルに気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」の運営や、相談内容の分析、都民に対する啓発や広報活動等を行っている。運営に当たっては、教育庁や福祉保健局等の関係部局と連携している。
5	(2)	旧321 情報教育に関する啓発・指導	教育庁	児童・生徒のインターネット等の適正な利用を進めるために、次の取組を行う。 ○児童・生徒のインターネット利用状況調査を実施し、スマートフォンの急速な普及やSNS等の利用状況について把握する。 ○学校非公式サイトの監視等を実施し、監視結果を都立学校・区市町村教育委員会に情報提供する。 ○SNS東京ノート等を都内全公立学校向けに情報教育ポータルサイトで公開し、児童・生徒の主体的な情報モラル教育に関して啓発を行う。
5	(2)	旧322 学校における安全教育の推進	教育庁	幼児・児童・生徒に危険を予測し回避する能力と、他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成する。 ○教師向け実践的指導資料「安全教育プログラム」を都内公立学校全教員に配布 ○「安全教育プログラム」の中に、高等学校における交通安全教育の充実を図るため、「東京都高等学校交通安全教育指導事例集」を作成し、高等学校等に配布 ○安全教育を推進する教員の資質・能力を育成する「学校安全教室指導者講習」の実施
5	(2)	旧323 学校における安全体制の推進	教育庁	公立学校の安全体制を推進するため、以下のことに取り組む。 ○地域ぐるみの学校安全体制整備の推進
5	(2)	旧324 薬物乱用防止対策	教育庁 福祉保健局	青少年の薬物乱用を防止するため、次の対策を展開する。 ○薬物乱用防止教室の実施 ○啓発パンフレット、リーフレット等の作成・配布 ○危険ドラッグに関する教員研修
(3) 子供の安全を確保するための取組の推進				
5	(3)	旧325 チャイルドシートなどの正しい着用についての普及啓発	警視庁	子供の安全を確保するために、以下のことに取り組む。 ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット、広報車等、各種広報媒体を活用してチャイルドシートの着用意識を高め、正しい着用の徹底を図る。 ○チャイルドシート着用講習会を実施する。
5	(3)	旧326 交通安全教育の推進	生活文化スポーツ局 警視庁	(生活文化スポーツ局) 小学生等を対象とした交通安全教育として、「歩行者シミュレータ」等を活用した参加・体験型の交通安全教室を実施 (警視庁) 子供が正しい交通安全知識を身に付けるために、幼稚園・小学校・中学校・高校等において、成長に合わせた段階的かつ体系的な参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。
5	(3)	旧327 信号機の導入・整備	警視庁	○歩車分離式信号機の導入 子供の利用機会が多い交差点を対象に、歩行者と車両の通行を時間的に分離する。 ○歩行者感应式信号機の導入 子供の利用機会が多い主要幹線道路上の道路幅員が広い信号を対象に、歩行速度の遅い子供を横断歩道上で感知した場合に安全に横断できるよう歩行者信号の青時間を延長させる。
5	(3)	旧328 自転車の安全利用の推進	生活文化スポーツ局 警視庁	(生活文化スポーツ局) ○「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」等の理念に基づき、小学生用、幼稚園・保育園の園児保護者用など、対象別に自転車安全利用に関するリーフレットを作成し配布するとともに、自転車シミュレータを活用した参加・体験型の自転車安全教室を、教育庁等との連携により学校等で開催する。 (生活文化スポーツ局、警視庁) ○自転車の幼児用座席に乗車させた幼児の安全対策を推進する。 ○ヘルメットの着用を促進する。 (警視庁) ○子供と保護者が一緒に学ぶことができる参加・体験・実践型の交通安全教室を開催する。 ○中学生以上に対して、スタントマンによる交通事故再現スタントを中心とした自転車安全教室を実施し、交通ルールの遵守意識の向上を図る。 ○新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、各種広報媒体を活用して、自転車の安全利用について広報啓発を推進する。
5	(3)	旧329 地域幹線道路の整備	建設局	幹線道路の整備が進んでいないエリアでは、周辺道路の渋滞のため、地域に用事のない通過交通が生活道路に流入している。このため、地域幹線道路を整備し、安心で安全なまちを実現する。
5	(3)	旧330 連続立体交差事業	建設局	歩行者の安全や道路交通の円滑化などを図るため、鉄道の立体化を行い、踏切を除却する。
5	(3)	旧331 子育て世代への情報発信・普及啓発	生活文化スポーツ局	乳幼児の事故防止ガイドの作成のほか、子育て世代が多く集まるイベント、東京消防庁防災館、区市町村が開催する消費生活展等、多様な主体と連携し、家の中の危険や子供の安全性など子供の事故防止に関する模型・パネル等の展示を活用して、より多くの保護者や子供に体験型の啓発を行っていく。
5	(3)	旧332 災害用ミルク等の確保	福祉保健局	乳幼児用の調製粉乳と哺乳瓶4日分(災害発生後の最初の3日分は区市町村、都は以降の4日分)をランニングストック方式で備蓄する。
5	(3)	新規 「東京マイ・タイムライン」の普及啓発	総務局	○冊子版の配布 都内全ての国公立小・中・高等学校の児童、生徒を対象に配布する。 (配布対象は小1、小4、中1、高1の学年) ○学校出前講座 高校生を対象に、風水害からの避難について考えてもらうためセミナーを実施する。 ○親子セミナー 小学生以上の子供とその保護者を対象に、風水害からの避難について考えてもらうためセミナーを実施する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要	
5	(3)	新規	セーフティレビュー事業	子供政策連携室	各局・各行政機関、専門家、研究機関等が連携し、事故事例データの収集・共有・分析、事故防止策の調査・研究、調査結果等に基づく提言等を実施する。
5	(3)	新規	リ・デザイン事業	子供政策連携室	各局がこれまでの蓄積された子どもの事故防止に関する知識を、子供目線や新たな研究視点等を加えて再編し、対象に届きやすいしやすき方法で、普及啓発活動を実施する。
5	(3)	新規	データベース構築事業	子供政策連携室	子供の事故情報データベースを構築し、収集したデータをオープン化することで子供の安全安心への取組を促進する。
5	(3)	新規	予防のための子供の死亡検証(CDR)	福祉保健局	子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、子供の死に至る情報を収集し、予防可能な要因について検証し、効果的な予防対策を提言することで、将来の子供の死亡減少につなげる。
5	(3)	旧333	安全な商品の普及	生活文化スポーツ局	事業者等と連携して、子供の安全に配慮した商品見本市を開催し、商品のPR強化、事業者による安全な商品の開発・製造、販売・流通拡大の促進、商品を主体的に選択・購入する消費者の育成を図る。
5	(3)	新規	商品安全のための交流型デジタルプラットフォームの構築・運用支援	生活文化スポーツ局	子育て世代への注意喚起・情報発信を効果的に行うため、民間団体と協力して、消費者と事業者が交流する商品安全のためのデジタルプラットフォームを構築する。また、消費者から投稿された事例の活用を検討するなど、内容の更なる充実に向けて運用を支援する。プラットフォームでは、例として子供の事故に関する事例や対策、危害・危険情報の収集・発信、安全に配慮された商品の紹介、安全意識の向上につながるような学習コンテンツなどを掲載する。
(4) 良質な住宅と居住環境の確保					
5	(4)	旧334	住宅困窮度に応じた入居者選定方式の実施	住宅政策本部	住宅に困窮している18歳未満の子供が3人以上いる多子世帯が、「多子世帯ポイント方式募集」や「多子世帯優遇抽選制度」を活用し、一般より優先・優遇的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施する。
5	(4)	旧250	若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	若年夫婦・子育て世帯(ひとり親世帯含む)向に、一般募集とは別枠で行う入居期限を10年または未子の高校修了期までとする期限付きの入居募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向(ひとり親世帯含む)」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を拡大する。
5	(4)	旧335	小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保	住宅政策本部	都営住宅における、小学校就学前の子供のいる世帯を優遇抽選制度により一般優先的に都営住宅に入居できるよう、平成19年度から入居者の選定を実施する。
5	(4)	旧336	地域開発整備事業	住宅政策本部	都営住宅の建設に伴い、必要となる道路・公園等の公共施設や保育所・児童館等の公益的施設を、「地域開発要綱」に基づき、整備することにより、良好な市街地の形成や生活環境の向上を図る。
5	(4)	旧337	公社住宅における子育て世帯への入居支援	住宅政策本部	○優先入居の実施 子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進する。 ○近居の支援 世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新規募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」及び一定期間、家賃を割引する「近居サポート割」を実施する。
5	(4)	旧338	子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	子育て支援サービスとも連携した子育て世帯向けの質の高い住宅を都が認定する「東京都子育て支援住宅認定制度」を「東京子どもすくすく住宅認定制度」に名称変更し、認定基準を多段階化するとともに、認定住宅における改修や新築に対する直接補助の実施などにより、子育て世帯に配慮した住宅の供給を促進する。
5	(4)	旧184	住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進	住宅政策本部	子育て世帯などの住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅(東京ささエール住宅)の登録を促進するとともに登録住宅の入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進める。 また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村居住支援協議会の設置を推進する。
5	(4)	旧339	シックハウス対策	福祉保健局	化学物質による子供の健康への影響を予防するため、庁内で組織する「居室内の有害化学物質に関する連絡会議」等により、各局が連携し、「化学物質の子供ガイドライン(室内空気編)」や「健康・快適居住環境の指針(平成28年度改定版)」等を活用した室内環境保健対策を推進する。 また、子供が利用する施設の担当者を対象とした「化学物質健康問題に関する講習会」の開催や、区市町村保育担当者等におけるガイドライン等の周知及び包括補助事業を活用した化学物質の測定実施の促進等の取組を進める。
(5) 安心して外出できる環境の整備					
5	(5)	旧340	子育て家庭の外出環境の整備「赤ちゃん・ふらっと」	福祉保健局	子育て家庭が、気軽に外出できるよう、授乳やおむつ替えなどができる「赤ちゃん・ふらっと」を保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設、民間施設にも設置を進める。
5	(5)	旧341	水辺空間の魅力向上	建設局	子供連れでも安全に安心して散歩できるテラス等の水辺散歩路を早期に整備するとともに、水辺空間の緑化を推進する。 「水の都」東京の再生に向け、隅田川・日本橋川等の河川において、人の流れや賑わいの創出、情報の発信、住民が主役となった河川利用の仕組み作りを推進する。
5	(5)	旧342	緑の拠点となる公園の整備	建設局	都民に安らぎやレクリエーションの場を提供する都立公園の整備を推進する。

施策体系	事業番号	事業名	所管局	事業概要
5	(5)	旧343	建設局	都市化や家族形態の変化により、都市生活の中では得られなくなった野外体験や里山体験を親子連れ、高齢者など、多くの都民が都立公園で楽しめる広場を整備する。 野外体験や里山体験を通じて自然と親しむ機会を提供し、快適さを備えた公園整備を行うことにより、都心や丘陵地の公園に來園する都民が増加し楽しめる公園の整備をする。
5	(5)	旧344	福祉保健局	心のバリアフリーに関するガイドラインを活用するなどして、学校や地域でのユニバーサルデザイン教育や福祉のまちづくりサポーター等の養成、事業者の接遇向上に向けた普及啓発等の様々な取組を行う区市町村を支援することで、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進する。
5	(5)	旧345	福祉保健局	地域のバリアフリーマップの作成やICTを活用した歩行者の移動支援、コミュニケーション支援ボードの普及など、区市町村の様々な取組を支援し、誰もが必要な情報を容易に入手できる環境を整備する。
5	(5)	旧346	福祉保健局	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境に向け、利用者の視点に立ったわかりやすい情報提供や普及啓発を行う。
5	(5)	新規	福祉保健局	年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるよう、ハード・ソフトの一体的なバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして発展させるため、心のバリアフリーが浸透した共生社会の実現に向け、多くの人の理解に広がり、実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。
5	(5)	旧347	福祉保健局	○建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設又は改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。※所管行政庁：独自条例制定による適用除外8区市を除く区市町村
5	(5)	旧348	福祉保健局	区市町村が自ら行う福祉のまちづくりに適合した公共的施設、道路、公園等の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する事業に対し支援を行う。
5	(5)	旧349	福祉保健局	東京都の福祉のまちづくりの推進について顕著な功績のあった個人または団体に感謝状を贈呈することにより、福祉のまちづくりの取組を広く普及させる。
5	(5)	新規	福祉保健局	公共トイレへの介助用大型ベッドの計画的な設置・情報発信等に一体的に取り組む区市町村を支援することで、公共トイレのバリアフリー化を促進する。
5	(5)	旧352	都市整備局	地域の面的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、バリアフリー法に基づきバリアフリー基本構想及び移動等円滑化促進方針を作成する区市町村に対し補助を行う。また、情報提供や技術的助言を行い、地域のバリアフリー化を推進する。
5	(5)	旧353	都市整備局	JR・私鉄の鉄道駅における円滑な移動を確保するため、区市町と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。
5	(5)	旧354	都市整備局	JR・私鉄の鉄道駅における安全性を確保するため、区市町と連携してホームドアの整備に対する補助を行う。
5	(5)	新規	都市整備局	JR・私鉄の鉄道駅における車椅子利用者だけでなく、乳幼児連れの方等、多様な利用者の利便性を向上するため、区市町と連携してバリアフリートイレの整備や機能の分散配置に対する補助を行う。
5	(5)	旧355	都市整備局	地下高速鉄道の建設促進を図るため、交通局及び東京メトロが施行する、地下高速鉄道の新線建設、耐震補強及び大規模改良(ホームドア、エレベーター等整備含む。)に対する補助を行う。
5	(5)	旧356	都市整備局	民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、だれでも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。
5	(5)	旧357	建設局	多くの人が日常生活で利用する主要駅や生活関連施設を結ぶ都道等について、バリアフリー化を推進する。 また、既設道路橋の「優先的に整備する橋梁」について、バリアフリー化整備を順次進めていく。
5	(5)	旧358	建設局	歩道が無い又は狭い箇所において、バリアフリーに配慮した歩道整備を推進し、安全で快適な歩行空間の形成を図る。 また、現道の補修に併せ、歩道の幅幅や段差・勾配の改善などにより、歩行空間の確保・改善を行う。
5	(5)	旧359	交通局	新型車両に更新する際には、各車両にフリースペースを設置する。 また、子育て応援スペースを都営地下鉄の全路線へ展開し、導入車両を順次拡大する。
5	(5)	旧360	交通局	老朽化している浅草線、三田線、新宿線のトイレについて、出入口の段差解消、ベビーチェア・おむつ交換台の増設、パウダーコーナーの設置など、機能性と清潔感を備えたトイレにグレードアップする。
5	(5)	旧361	交通局	出産や子育て支援のため、妊娠中のお客様やそのご家族等に対するマタニティマークの無償配布を引き続き行う。また、駅貼りポスターや車内ステッカー等により、マークの普及促進に努める。
(6) 子供・子育てを応援する機運の醸成				
5	(6)	新規	子供政策連携室	社会のあらゆる主体との連携の輪を広げ、官民一体となって「子供の笑顔があふれる社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもスマイルムーブメント」を戦略的に展開している。令和4年9月1日現在、1,235の参画企業・団体がこどもスマイルムーブメント宣言に賛同し、子供の笑顔につながる子供の目線に立った様々な取組を展開している。
5	(6)	旧306	福祉保健局	東京のポテンシャルを生かした協働の促進、東京の子育てに役立つ情報の発信、子育て家庭が子育てを応援するサービスを受けられることができる仕組みの構築等(子育て応援とうきょうパスポート事業)、その他、社会全体で子育てを応援する機運を高める取組を行う。 (「子育て応援とうきょう会議事業」(平成19年度開始)と「子育て応援とうきょうパスポート事業」(平成28年度開始)を統合。「子育て応援とうきょう会議の運営」は令和2年度をもって終了。)

<「『未来の東京』戦略」の推進プロジェクト>

プロジェクト名	内容
<p>妊娠・出産・子育て全力応援プロジェクト</p>	<p>○子育て世代がいかなる状況にあっても安心して子供を産み育て、子育ての喜びを実感できる社会の実現に向け、妊娠・出産・子育ての各ステージに応じた切れ目のない支援を重層的に展開 ○誰一人取り残さない視点から、困難な環境にある子供や親へのサポートを強化し、子供も親も毎日笑顔で過ごすことができる環境整備を一層推進</p>
<p>子育てに全力で取り組む区市町村徹底支援プロジェクト</p>	<p>「世界で最も子供に優しく、子供がすくすくと育つまち」を実現するため、都内区市町村の手上げ方式で、子供・子育て世代との対話等を通じた、これまでにない子供目線・子育てのための政策やまちづくりの推進を、東京都が徹底的に支援</p>
<p>こどもスマイルムーブメントプロジェクト</p>	<p>子供、子育てを社会のトッププライオリティとし、「チルドレンファースト」の社会を創出することを目的として、社会のあらゆる主体と連携し、子供の笑顔を育むアクションである「こどもスマイルムーブメント」を強力に推進</p>
<p>組織横断の推進チームによるリーディングプロジェクト</p>	<p>子供政策について、既存の枠組みでは対応が難しいテーマごとに、子供政策連携室が核となり、政策分野の垣根を越えて関係局からなる推進チームを組成し、リーディングプロジェクトとして組織横断的に取り組む</p>

目標を掲げている取組

施策体系	事業番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和6年度末までの目標）	令和3年度実績
目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の仕組みづくり					
(1) 妊娠・出産に関する支援の推進					
1	(1)	旧6 とうきょうママパパ応援事業	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	58区市町村(22区26市4町6村)が実施
(2) 安心できる小児・母子医療体制の整備					
1	(2)	旧24 周産期医療システムの整備	福祉保健局	■事業目標(令和5年度末) NICU340床	NICU(新生児集中治療室)病床数 365床(参考) 総合周産期母子医療センター 14所 地域周産期母子医療センター 14所
(3) 子育て家庭を地域で支える仕組みの充実					
1	(3)	旧39 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	54区市町村(23区26市2町3村)
1	(3)	旧41 養育支援訪問事業	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じ、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援体制を構築	52区市町村(23区26市2町1村)
1	(3)	旧43 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	51区市町(23区26市2町)(実績報告ベース) ショートステイ 51区市町(23区26市2町) トワイライトステイ 25区市(17区8市)
1	(3)	旧46 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) <子供家庭支援区市町村包括補助事業及び国の交付金>	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	53区市町村(23区26市3町1村) 令和3年度 提供会員14,117人 (実績報告速報値ベース)
1	(3)	旧48 一時預かり事業	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	55区市町村 年間延べ利用児童数:758,639人(幼稚園型を除く) 【令和3年度決算ベース】
1	(3)	旧51 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)の充実	福祉保健局	地域支援又は利用者支援事業を行う子育てひろばを全区市町村で実施	地域支援又は利用者支援事業を実施する子育てひろば:312か所 (21区20市1村) ※令和3年9月1日時点
1	(3)	旧56 利用者支援事業	福祉保健局	62区市町村、地域の実情に応じた実施体制の整備	23区26市2町3村で実施。(東京都子供・子育て支援交付金交付申請より) ○基本型:127か所(14区15市1村) ○特定型:49か所(18区18市) ○母子保健型:128か所(22区26市2町2村)
(4) 子供の健康の確保・増進					
目標2 乳幼児期における教育・保育の充実					
(1) 就学前教育の充実					
(2) 保育サービスの充実					
2	(2)	旧71 保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育)	福祉保健局	■事業目標 令和6年4月時点 保育サービス利用児童数 40,000人増 (平成31年4月比)	保育サービスの拡充(認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、定期利用保育等) 保育サービスの利用児童数 323,879人 (令和4年4月1日現在)
2	(2)	旧98 夜間保育事業	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	延長保育事業(午後9時までの開所) 13区市 夜間保育所 3区 計13区市(10区3市)(上記のいずれか又は両方を実施)
2	(2)	旧99 延長保育事業	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	51区市町(23区26市2町)【交付決定ベース】
2	(2)	旧100 休日保育事業	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	現時点で回答不可(厚労省の調査をもとに区市町村の実績を集計するが、集計できていないため。)
2	(2)	旧101 病児保育事業の充実	福祉保健局	187か所、定員951人	159か所
(3) 認定こども園の充実					
(4) 就学前教育と小学校との円滑な接続					

施策体系	事業番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和6年度末までの目標）	令和3年度実績
目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実					
(1) 子供の生きる力を育む環境の整備					
3	(1)	旧118 地域スポーツクラブの設立・育成支援事業	生活文化スポーツ局	都内全区市町村に設置	56区市町村 147クラブ (23区:70クラブ、24市:68クラブ、4町:4クラブ、5村:5クラブ)
3	(1)	旧120 総合的な子供の基礎体力向上方策の推進	教育庁	運動やスポーツとの多様な関わりを通して健康で活気に満ちた生活をデザインすることができる児童・生徒を育成する。等	○東京都統一体力テスト実施…全公立学校対象(2,185校 941,403人)・実施報告書記布 ○全国体力・運動能力、運動週間等調査都道府県順位 【小学生】男子16位、女子26位 【中学生】男子43位、女子42位
(2) 次代を担う人づくりの推進					
3	(2)	旧164 生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援	福祉保健局	62区市町村で、地域の実情に応じた実施体制の整備	○区市における実施状況(令和3年度) 48区市(23区25市) ○西多摩福祉事務所における支援対象者(在籍者)数 51名(R4年3月時点) ○大島支庁における支援対象者(在籍者)数 71名(R4年3月時点) ○八丈支庁における支援対象者(在籍者)数 50名(R4年3月時点)
(3) 子供の居場所づくり					
3	(3)	旧171 学童クラブ運営費補助事業	福祉保健局		登録児童数 127,541人 (令和4年5月1日現在)
3	(3)	旧172 学童クラブの設置促進	福祉保健局		1,930か所(令和4年5月1日現在) 余裕教室等を活用した学童クラブの整備 209か所
3	(3)	新規 学童クラブにおける医療的ケア児等受入推進事業	福祉保健局	令和6年5月時点 登録児童数 23,000人増 (令和元年5月比)	
3	(3)	新規 学童クラブ特権児童対策提案型事業	福祉保健局		—
3	(3)	旧173 児童館等整備費補助	福祉保健局		○児童館 (創設)3施設 (改築)5施設 (大規模改修)12施設 (防犯対策強化)3施設 ○学童クラブ (創設)26クラブ (改築)20クラブ (大規模修繕)6クラブ
目標4 特に支援を必要とする子どもや家庭への支援の充実					
(1) 子供の権利擁護の取組					
(2) ヤングケアラーへの支援					
(3) 子供の貧困対策の推進					
(4) 児童虐待の未然防止と対応力の強化					
(5) 社会的養護体制の充実					
4	(5)	旧230 家庭的養護(養育家庭等・ファミリーホーム・グループホーム)の推進	福祉保健局	(令和11年度) 里親等委託率37.4%	【令和4年3月末現在】 ○養育家庭等(登録数:1,039家庭、委託児童数:496人) ○ファミリーホーム(設置数:31ホーム、入所児童数:122人(区児相含む)) ○社会的養護に対する家庭養育の割合16.8%
4	(5)	旧205 専門機能強化型児童養護施設	福祉保健局	全民間児童養護施設(54か所)	専門的、治療的ケア体制の充実 専門機能強化型児童養護施設の運営 41か所
4	(5)	新規 フォスターリング機関(里親養育包括支援機関)事業	福祉保健局	全ての都児童相談所担当地域で実施	モデル実施1か所
(6) ひとり親家庭の自立支援の推進					
4	(6)	旧197 ひとり親家庭等生活向上事業	福祉保健局	ひとり親家庭生活向上事業のうち子供の生活・学習支援事業又は生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援事業について、62区市町村で実施	1 子供の生活・学習支援事業 23区市 2 ひとり親生活支援事業((1)相談支援事業(2)家計管理・生活支援講習会等事業(3)学習支援事業(4)情報交換事業) (5)短期施設利用相談支援事業 12区市
4	(6)	旧219 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	福祉保健局	62区市町村	13区23市13町村

施策体系	事業番号	事業名	所管局	目標値（年度の記載ないものは、令和6年度末までの目標）	令和3年度実績
4	(6)	旧218 母子・父子自立支援プログラム策定事業	福祉保健局	62区市町村	13区22市13町村
(7) 障害児施策の充実					
4	(7)	旧257 短期入所事業の充実	福祉保健局	令和5年度までに160人分の短期入所整備（障害者を含めた総数）	事業者数 314か所（うち児童 122か所） 定員数 1251名（うち児童 620名） （令和3年3月31日現在）
4	(7)	旧260 児童発達支援センターの設置促進	福祉保健局	令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上設置	34か所（17区17市） （令和3年3月31日現在）
4	(7)	旧262 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	福祉保健局	令和5年度までに各区市町村において利用できる体制を構築	34か所（18区16市） （令和3年3月31日現在）
4	(7)	旧263 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置促進	福祉保健局	令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保	31か所（16区15市） （令和3年3月31日現在）
4	(7)	旧264 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの設置促進	福祉保健局	令和5年度までに各区市町村に少なくとも1か所以上確保	36か所（19区17市） （令和3年3月31日現在）
4	(7)	新規 聴覚障害児のための体制整備事業	福祉保健局	都において体制を確保	検討会を設置し検討中
(8) 慢性的な疾病を抱える児童等の自立支援					
(9) 外国につながる子供等への支援について					
目標5 次代を担う子供たちを健やかに育む基盤の整備					
(1) 家庭生活と仕事との両立の実現					
(2) 子供を犯罪等の被害から守るための活動の推進					
(3) 子供の安全を確保するための取組の推進					
(4) 良質な住宅と居住環境の確保					
5	(4)	旧338 子育て世帯に配慮した住宅の供給促進	住宅政策本部	（令和12年度末） 認定戸数 10,000戸	認定戸数 延べ1,678戸
(5) 安心して外出できる環境の整備					
5	(5)	旧352 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（バリアフリー基本構想等作成費補助）	都市整備局	バリアフリー化に向けた取り組みを都内各地に展開 （2030年度）	基本構想31区市町村（96地区） 促進方針3区2市
5	(5)	旧354 鉄道駅総合バリアフリー推進事業（ホームドア等整備促進事業）	都市整備局	JR・私鉄の整備率 約6割（2030年度）	整備率 34.5%
5	(5)	旧357 道路のバリアフリー化	建設局	駅、生活関連施設を結ぶ都道のバリアフリー化： 累計約90km 主な駅周辺での特定道路の面的なバリアフリー化：累計約150km	○主要駅周辺 7km整備完了 ○令和元年に国が指定した特定道路 9km整備完了
(6) 子供・子育てを応援する機運の醸成					